

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
	③ 県税事務所等との情報交換内容及び納税者の実態調査(国税徴収法第141条)の活用について	意見	<p>【現状・問題点】 執行停止案件の中で、本人が死亡し、相続人がいない場合に該当する案件について、地方税法を根拠に、固定資産税・都市計画税及び市県民税を執行停止していた。この案件については、滞納者死亡時点での県税事務所による執行停止の検討の情報に対して、市の滞納処分執行停止決議書の決裁の日付が約8ヶ月程差があるものがあった。 県税事務所との情報交換の際に入手した個別滞納案件の執行停止等の情報を利用して、収納課の執行停止の判断を実際よりも早い段階で、適時適切に実施することができたものと考えられる。</p> <p>【結果】 市税等の滞納案件を執行停止処分にする意思決定の際には、既に得ている県税事務所等の執行停止に係る情報について、滞納者の実態調査(国税徴収法第141条)により、正式な情報として確認し、早期に滞納処分の執行停止を決議するよう要望する。</p>	<p>現状では、他の市町村や関係機関等から得られた情報を活用できていなかったため、実態調査等によって得られた情報は担当リーダー以上で確認し、執行停止等の進行管理の徹底を図ることとしました。併せて課内でも得られた情報への即時対応の徹底を図ることとしました。</p>	措置等を講じた	収納課	財政部	50
	④ 執行停止の時期について	意見	<p>【現状・問題点】 市県民税等を滞納している個人が設立した法人の法人市民税の滞納案件について、平成25年10月に不動産の差押えをし、2年間の分割納付の誓約を行ったものがある。 本件について、滞納者は国税の滞納もあったことから、柏税務署が滞納処分として預金の差押えを平成25年8月に行っており、この情報を柏市収納課が知ったのは、平成28年に実施した柏税務署に対する「滞納者の実態調査」であり、平成28年5月に柏市収納課は執行停止を行い、即時欠損扱いとなっている。 しかし、平成25年8月に松戸市への照会により固定資産税の滞納に係る参加差押解除の情報等を得ており、柏税務署に対しての調査もこの時期に実施していれば、税務署の滞納処分の情報を得ることができ、滞納法人の預金の保有状況を把握することができたものと考えられる。</p> <p>【結果】 法人市民税の滞納案件を含めて、他市の滞納情報を実態調査により収集すべき時期に、同じく国税の滞納情報等について税務署に対して、併せて実態調査をかけるルールを実施されたい。このように適時適切に国税滞納の情報等を収集していれば、早期に執行停止を行うことができ、催告を繰り返す等の滞納管理のコストを回避することができたものと考えられる。</p>	<p>現状では、他の市町村や関係機関等から得られた情報を活用できていなかったため、実態調査等によって得られた情報は担当リーダー以上で確認し、執行停止等の進行管理の徹底を図ることとしました。併せて課内でも得られた情報への即時対応の徹底を図ることとしました。</p>	措置等を講じた	収納課	財政部	51
[債権番号101] 1. 市税収入及び国民健康保険税に係る未収債権について	⑥ 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について	意見	<p>【現状・問題点】 強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされていないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件審査が必要と考えられる。 強制徴収公債権である市税及び国民健康保険税の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、履行期限の延長を明確に意思決定しない現在の実務では、同一債権について安易に複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。また、適正な牽制の仕組みが整備されていない点でも問題であると考えられる。 事実上の分納を行う場合、実務的対応として履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。</p> <p>【結果】 国税の行政判例においては、契約による延納は許されないとする判例が存在する(昭和27年8月5日最高裁判所第3小法廷判決)。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、地方税の徴収の猶予の制度についても、実務上、検討することを要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い対応を決定します。</p>	検討中	収納課	財政部	53
	⑦ 不納欠損処理について	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度に消滅時効の完成による不納欠損処理を行った事例の中で、債務者との間の交渉記録によると、平成28年度中に債務者から返済の申し出があったにもかかわらず、その後消滅時効が完成したことを理由に不納欠損処理を行っている事例が存在した。 収納課によると、債務者からの債務の承認については、債務承認書等の書類が存在しない限り、時効の中断事由として認めていないということである。しかし、口頭での返済の申し出であっても、一定の交渉記録を充実することにより債務の承認であると認められ、時効の中断効も生じる。</p> <p>【結果】 消滅時効の完成を理由に不納欠損処理を行う際には、債務者との交渉履歴から、口頭による債務承認の有無を確認した上で、消滅時効が完成しているか否かを判断することができるよう、実務上の整理を要望する。 また、債務承認書等の債務者作成の書面は、債務承認の客観的な証拠として有用であるため、債務者との交渉時に債務者から口頭で債務承認があった場合には、債務者に対し、債務承認書の提出を求めるよう要望する。このような債務承認書の作成に至らない場合でも、交渉記録に債務者からの返済の申し出の際に債務の承認である旨を確認し記録として残すという実務を行われるよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い対応を決定します。</p>	検討中	収納課	財政部	55
	⑩ 相続人に対する請求について	意見	<p>【現状・問題点】 債務者が死亡した場合は、債務者の相続人が相続するものであるが、債務者が死亡した直後に相続人調査を実施せずに、一部の相続人との間でのみ交渉を行い、交渉が困難になった時点で、相続人調査を行うも相続人を特定できず完了させている。そのため、相続人の確定が、債務者の死亡から8年以上経過している事案があった。</p> <p>【結果】 債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、相続人を確定させた上で、各相続人に対して請求するよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い対応を決定します。</p>	検討中	収納課	財政部	56

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
	② 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について	意見	<p>【現状・問題点】 強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされていないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件審査が必要と考えられる。 強制徴収公債権である国民健康保険料等の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、履行期限の延長を明確に意思決定しない現在の実務では、同一債権について安易に複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。また、適正な牽制の仕組みが整備されていない点でも問題であると考えられる。 事実上の分納を行う場合、実務的対応として履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。</p> <p>【結果】 国税の行政判例においては、契約による延納は許されないとする判例が存在する(昭和27年8月5日最高裁判所第3小法廷判決)。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、国民健康保険料等の徴収の猶予の制度についても、実務上、検討することを要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	保険年金課	市民生活部	63
【債権番号:102】 2. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権について	③ 長期分納案件の管理について	意見	<p>【現状・問題点】 「収納・滞納整理マニュアル」(市民生活部保険年金課 平成29年6月)によると分納期間は原則1年以内とし、「やむを得ない理由がある場合は」2年以内での完納を前提とした納付計画にするという考え方が示されている。 しかし、多数の滞納案件に対応している保険年金課では当該マニュアルでは対応しきれない滞納整理業務の現実が存在しており、超長期の分納案件に対して、適切に対応するためのマニュアルが整備されていない。 また、長期分納案件の背景として、過去に不動産の差押えをし、換価することなく、少額での分割納付を行わざるを得ない案件も見受けられる。</p> <p>【結果】 2年超の分納計画の案件は少なくない。一方、収納・滞納整理マニュアルには事実上10年を超える分納計画の滞納債権に係る滞納整理事務の進め方について記載がない。これまでの実務経験を踏まえた超長期の分納債権に関する実務研修を実施し、事実上の長期分納にどのように対処するべきであるかに関するノウハウを継承するよう要望する。 また、過去に不動産の差押えをし、少額での分納を行い、しばしば再度滞納が発生している案件については、適切に執行停止(地方税法第15条の7第3項)を判断し、差押不動産の解除へと進めることを検討するよう要望する。そのためには、差押財産の価値評価のための調査が必要である。併せてその調査のための体制整備が可能であるかについても、検討するよう要望する。</p>	<p>収納・滞納整理マニュアルに10年を超える分納計画の滞納債権に係る滞納整理事務の進め方を記載する必要はないと考えています。 長期分納で不動産を差押えている案件については、担保不動産の債権現在額を照会するための文書を作成検討しています。 債権現在額の照会文書が作成され次第、担当権者等に文書送付します。 財産価値の調査については、債権管理課及び収納課の指導を受けながら判断したいと考えています。</p>	措置等を講じた	保険年金課	市民生活部	65
	④ 差押後継続中における新規滞納債権の不納欠損について	意見	<p>【現状・問題点】 管理対象債権のうち、最も古い発生年度の債権に対応する債務者の交渉記録を分析したところ、平成29年9月現在、本料が1,027,700円の滞納債務を負った債務者では、平成6年ごろから分納誓約を繰り返し、その間、分納分の滞納や新規保険料の滞納が並行して発生している。また、本人の健康状態が極めて悪く、生活保護の検討を過去に行っていた。平成27年5月には債務者に対する収納課の債権も即時消滅の判断があり、保険年金課が差押債権について「執行機関」となっている旨の記載があった。そして、差押債権について執行又は解除することなく、国民健康保険料(平成16年～平成20年)及び後期高齢者医療保険料(平成20年～24年)を平成27年5月に不納欠損処分を行っている。</p> <p>【結果】 不納欠損処分を行う際には、過去に実施した財産の差押について、財産価値を調査し、換価するか、執行停止の判断をして差押の解除を行うか、適切な判断を行うよう要望する。</p>	<p>新規滞納債権の消滅時効が到来する前に、過去に実施した差押財産価値の調査を行うこととします。換価価値があれば参加差押による時効中断を行い、換価価値がなければ差押の解除を行った上で執行停止を行います。 なお、財産価値の調査については、債権管理課及び収納課の指導を受けながら判断したいと考えています。</p>	措置等を講じた	保険年金課	市民生活部	66
	⑤ 不納欠損処理と収納システムへの反映処理について	意見	<p>【現状・問題点】 現在の不納欠損処分のスケジュールは、12月末に不納欠損処分の対象となる候補の債権を国保滞納管理システムからリストで出力し、1月に保険年金課職員の滞納整理担当が1件ずつ、債権放棄案件になるものとそうでないものとを峻別する。 そのような作業を経て、債権放棄し不納欠損処分を行う対象債権を確定し、3月までには国保滞納管理システムに不納欠損処分対象債権の処理を行っている。しかし、収納管理システムには自動的に反映しない仕組みとなっている。したがって、11の出張所では収納管理システムしか確認できないため、不納欠損処分対象債権に係る滞納者が当該債権の納付を行った場合、出張所ではその不納欠損処分の対象として国保滞納管理システムに反映した債権であっても、収納してしまう可能性が高い。</p> <p>【結果】 不納欠損処分対象債権に係る債務者の納付に対して、現在、3月までの対応とその後の出納整理期間での対応に合理性がないことから、次のような改善案を検討されるよう要望する。 i 国保滞納管理システムに反映した不納欠損処分対象債権の処理状況を収納管理システムにも同時に反映することができるよう、システム改造等の可能性を検討すること。 ii 不納欠損処分のタイミングを現在の年間1回から、消滅時効の期間が経過した月で不納欠損処分の意思決定を行い、併せて国保滞納管理システム等へ反映させること。 iii システム改造等を行うことができない直近の状況の中では、不納欠損処分対象債権に係る債務者の納付があった場合には過納金としての扱いに統一すること。すなわち、現在の出納整理期間での処理方法に統一すること。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	保険年金課	市民生活部	66

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
<p>〔債権番号:102〕 2. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権について</p>	<p>⑦ コールセンターの収納業務について</p>	<p>意見</p>	<p>【現状・問題点】 保険年金課では、窓口及び入力業務並びにコールセンター運営業務を事業者者に委託している。委託業務の中のひとつとして、収納業務やコールセンター運営業務等があり、「公権力の行使に当たらない業務」の範囲でコールセンター業務等が規定されている。一方で、事業者が作成したマニュアルによると公権力の行使に事実上当たる運用がなされるリスクがないとはいえない点が懸念される。 受託事業者が仮に、国民健康保険料等の滞納債権について催告したり、交渉により当該債権を事実上取り立てたり、又は、当該年度の国民健康保険料等の月次徴収ができなかった債権の督促及び催告業務を実施したりする行為は、弁護士法第72条に定める弁護士等でない者の法律事務等の禁止に違反する可能性がある。</p> <p>【結果】 受託事業者が行うコールセンター運営業務等の中で、事業者が準備した現在のマニュアルに沿って収納業務等を行う際には、弁護士法第72条の規定(非弁護士の法律事務等の取扱禁止)に反しない範囲での行為であることを、所管課から事業者者に指示する文書の中に明記することを要望する。また、受託者の業務実施に際して、準備している業務マニュアルの見直しやその過程での法令等の遵守に関する意識啓発を適切に行い、実際に行っている事業者の業務の中に非弁護士の法律事務等の取扱禁止に該当する業務を滞納者に対して実施していないか、日報及び年報の記載事項の閲覧や業務実施状況の調査等により検証することを要望する。</p>	<p>仕様書に「公権力の行使に当たらない業務を行う」ことを明記しています。 業務実施に際しては、公権力の行使に当たる業務を行ってはならない点に加え、公権力の行使に当たらない業務であっても、弁護士法第72条に抵触する可能性のある業務(催告や納付相談等)を行ってはならない旨、毎月実施している事業者との定例会のなかで指導及び確認を徹底しています。また、定例会にて事業者より月報をもとにした業務実施状況の報告がされています。</p>	<p>措置等を講じた</p>	<p>保険年金課</p>	<p>市民生活部</p>	<p>69</p>
<p>〔債権番号:103〕 3. 介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)に係る未収債権について</p>	<p>① 介護保険制度への意識啓発活動について</p>	<p>意見</p>	<p>【現状・問題点】 高齢者の介護は家族の介護が基本であるとの考え方があり、要介護認定を受けていない場合や、要介護認定を受けた者が死亡し、未納の保険料が残っている場合等のように、給付と負担の対価関係が存在しない場合は、対価としての介護保険給付を受給する関係にないため、介護保険料の納付意識が低く、介護保険料の不払いが発生しやすい状況にある。</p> <p>【結果】 介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)に係る未収債権の発生抑制のために、介護保険制度についてリーフレットやホームページ等に掲載する等、市民の無理解を解消して納付意識を啓発する取組みを継続するよう要望する。</p>	<p>65歳の誕生日に合わせて介護保険被保険者証を送付する際に、介護保険制度について説明を掲載した冊子を同封しています。また、毎年の介護保険料納入通知書、介護保険料決定通知書発送の際は、リーフレットを同封しています。次年度からのリーフレットの内容は、制度についてより紙面を割けるように調整する予定です。</p>	<p>検討中</p>	<p>高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>77</p>
<p>② 臨戸催告の強化について</p>	<p>意見</p>	<p>【現状・問題点】 臨戸催告等の自宅への訪問による催告は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であり、文書による催告よりも債務者の納付意識を高める効果があるため、業務の有効的な実施を担保する意味でもその件数、頻度を増やすことが求められていると考える。</p> <p>【結果】 収入未済額の収納率向上のためにも、臨戸催告をより積極的に実施するよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	<p>検討中</p>	<p>高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>78</p>	
<p>③ 連帯納付義務者に対する賦課・徴収について</p>	<p>意見</p>	<p>【現状・問題点】 介護保険は、国や市町村等からの公費とともに被保険者が納める保険料を財源として運営されており、介護保険制度の財源確保と国民負担の公正性を図ることの重要性を勘案すると、主たる納付義務者が納付しない場合には、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する賦課・徴収を確実に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 連帯納付義務の根拠法令等についてリーフレットやホームページ等に掲載する等、市民の無理解を解消して納付意識を啓発する取組みを実施し、連帯納付義務者である世帯主に対する賦課・徴収を強化するよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	<p>検討中</p>	<p>高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>79</p>	
<p>④ 相続人に対する賦課・徴収について</p>	<p>意見</p>	<p>【現状・問題点】 市所管課では、存命の滞納者への滞納整理を中心に実施していることから、原則として相続人への賦課・徴収を実施していない。 相続人に対する賦課・徴収は、特段の合理的な事情がある場合を除き、債務者が死亡したことを知った場合には、死亡の事実を確認するとともに、速やかに相続人等の調査を行い、相続人等に対して相続の意思の確認を行う等、適時適切に相続人への賦課・徴収を実施する必要がある。</p> <p>【結果】 相続人の納付義務についてリーフレットやホームページ等に掲載する等、相続人の納付意識を啓発する取組みを実施し、相続人に対する賦課・徴収を強化するよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	<p>検討中</p>	<p>高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>80</p>	

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番 号:103】 3. 介護保 険第1号被 保険者普 通徴収に係 る未収債 権につい て	⑤ 事実上の分納に対 する牽制及び徴収の猶 予制度の検討について	意見	<p>【現状・問題点】 強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされていないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件審査が必要と考えられる。 強制徴収公債権である介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、履行期限の延長を明確に意思決定しない現在の実務では、同一債権について安易に複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。また、適正な牽制の仕組みが整備されていない点でも問題であると考えられる。 事実上の分納を行う場合、実務的対応として履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすることが現実的であるものと考えられる。</p> <p>【結果】 国税の行政判例においては、契約による延納は許されないとする判例が存在する(昭和27年8月5日最高裁判所第3小法廷判決)。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)の徴収の猶予の制度についても、実務上、検討することを要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)	保健福 祉部	80
	⑥ 保険料未納者に対 する給付制限について	意見	<p>【現状・問題点】 介護保険は、国や市町村等からの公費とともに被保険者が納める保険料を財源として運営されており、保険給付の制限により滞納者とその他の被保険者との間の公正性を図ることの重要性を勘案すると、1年以上の滞納が発生した場合には「支払方法の変更」措置を、1年6ヶ月以上の滞納が発生した場合には「支払の一時停止」措置を実施する必要がある。</p> <p>【結果】 保険料未納者に対する給付制限については、滞納に対する一定の効果がある。財産調査や迅速な滞納整理ができる体制を整備し、介護保険料を納付するだけの資力がありながら、納付しない滞納者に対しては給付制限措置を適用する等、法令の趣旨に則した運用ができるような仕組みづくりを検討するよう要望する。</p>	1年以上の滞納、1年6か月以上の滞納の措置については、近隣市の状況を調査し、次年度以降の実施に向けて整備できるよう検討します。	検討中	高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)	保健福 祉部	82
	⑦ 資力の見極め・財産 調査について	意見	<p>【現状・問題点】 財産調査を通じて資力の有無を見極めることが可能となり、その結果、資力が乏しいと判断される者には、保険料の徴収猶予・減免等の徴収緩和措置を講じることが可能となる。一方、徴収緩和措置の要件を満たさない者は資力があると判断されるため、財産調査の結果を以後の納付交渉に活かすことが可能となる。業務の効果的な実施を担保する意味でも、財産調査を適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 財産調査を積極的に行い、その結果を活かし、限られた資源を資力にある滞納者からの徴収に注力できるよう要望する。</p>	財産調査は、高額滞納者に対しては実施済みです。平成30年12月以降は、対象者の条件を拡大し、高額滞納者以外の者でも、資産(年金や給与、預貯金など)を保有していると思われる者に対して、調査を実施するよう運用マニュアルを整備し実施します。	検討中	高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)	保健福 祉部	83
	⑧ 法的措置について	意見	<p>【現状・問題点】 財産調査の結果、徴収緩和措置の要件を満たさない者は資力があると判断されるため、業務の効果的な実施を担保する意味でも、財産調査の結果を以後の納付交渉に活かす必要がある。</p> <p>【結果】 所得段階が高い被保険者に対しては、財産の差し押さえを含めた徴収を強化することを通じて、引き続き、将来の滞納発生を予防するよう要望する。</p>	財産調査後の納付交渉や差押は、高額滞納者に対しては実施済みです。平成30年12月以降は、対象者の条件を拡大し、高額滞納者以外の者でも、資産(年金や給与、預貯金など)を保有していると思われる者に対して、財産調査を実施するとともに納付交渉や差押を実施するよう運用マニュアルを整備し実施します。	検討中	高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)	保健福 祉部	84
	⑩ 時効中断と不納欠 損処理について	意見	<p>【現状・問題点】 資産が確認できる者や保険料段階区分から相当に資産を有していると推測される者から提出を受けた分納誓約に対して時効中断措置等を執らないまま消滅時効が成立した場合は、適切な債権管理を行っていたとは認められないため、その後に安易に納付見込みがないと判断することなく、分納計画書に基づいて確実に徴収する必要がある。</p> <p>【結果】 一度、分納誓約等により納付の意思が確認されたものについては、安易に債権を消滅させることのないよう債権回収に努め、不納欠損処理を実施する場合には、改めて財産調査を実施する仕組みを構築するよう要望する。</p>	平成30年12月以降、分納計画について定期的に納付状況を確認し、遅延する者へは催告をするよう運用マニュアルを整備し実施します。不納欠損処理時の財産調査については、調査の対象条件を検討し可能な範囲で実施します。	検討中	高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)	保健福 祉部	86
【債権番 号:104】 4. 保育料 に係る未 収債権につ いて	① 債権の性格につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 柏市においては、国や他市等と同様、公立保育所の通常保育料については児童福祉法第56条第7項、私立保育所の通常保育料については子ども子育て支援法附則第6条第7項の規定を根拠として通常保育料債権については強制徴収公債権であると認識している。 しかし、平成28年6月3日法律第63号による改正後の児童福祉法の下では、公立保育所の通常保育料については強制徴収公債権であるということとはできないという解釈に基づく記述が存在している。 今後、仮に公立保育所の通常保育料については非強制徴収公債権にあたるとする解釈が判例により示された場合、現状の強制徴収を前提にした催告手続が実施できなくなるという債権管理上のリスク(組織目的を阻害する要因)が存在する。</p> <p>【結果】 所管課及び債権管理室においては、仮に公立保育所の通常保育料について強制徴収ができなくなった場合であっても、債権回収に対して深刻な支障(行政に対する信頼性等への悪影響)をきたさないようにするために、債権回収の実務に及ぼす具体的な影響を分析し、課題を洗い出しておくことを要望する。</p>	公立保育所の通常保育料については、国(内閣府)も強制徴収可能な債権であることを示しています。 本市としては、国の考えに合わせこれまでどおり対応を行いますが、今後仮に、非強制徴収債権となった場合は、催告は担当課において行い、滞納処分にて代わる訴訟手続は債権管理課主導で行います。	措置等を 講じない	保育運営課 債権管理室	こども部 財政部	93

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	出局	報告 書 ページ
[債権番号:104] 4. 保育料に係る未収債権について	② 滞納整理台帳の記録について	意見	<p>【現状・問題点】 平成29年3月末時点で滞納債権一覧よりサンプル抽出して滞納整理台帳を閲覧した結果、滞納整理台帳への記録が不十分であると考えられる案件があった。当該案件は、平成24年度の私立保育所保育料の未収債権について、平成25年7月18日以降の記録が存在していない。所管課によると、この案件は所管課管理であるが、財産状況の調査等を債権管理室に依頼しているものであるということであった。その結果を含めて、毎年度の債権の翌年度繰越時点においては、滞納整理台帳に財産状況調査等の進捗状況やその他の進展の有無も含めて、記録を残すことが行政の実務としては求められているものとする。</p> <p>【結果】 滞納整理台帳は債権管理上、極めて重要な記録である。所管課において適時適切に記録を行うことが事務の効果的効率的な執行を阻害しないことにつながることを認識し、適時適切な記録の実施を徹底するよう要望する。</p>	<p>差押えを含め、滞納処分に関するマニュアルを作成し、処分に関する不備のないよう、改めて周知しました。また、毎年度全ての滞納者について、対応状況を確認し、経年による財産取得の有無等に係る確認方法について別の手段が存在しないか検討し、適切に記録するように努めます。</p>	措置等を講じた	保育運営課 債権管理室	こども部 財政部	95
	④ 保育料滞納者に対する不利な取扱いについて	意見	<p>【現状・問題点】 柏市の保育料滞納者に係る所得区分別の滞納債権一覧から、低所得水準に滞納が集中しているわけではなく、自己中心的な理由から納付していない事例も少なからず存在し、公平性の観点から悪質な滞納を牽制する必要性は高いものとする。 柏市では、保育料滞納者に対して、在園児の転園希望における利用調整又はその兄弟姉妹の利用調整の際に、調整点数において20点の減点を行っている。利用調整では、基準点数と調整点数の合計の高い順に入園又は転園の決定を行っており、利用申込みが定員を上回る場合、保育料の滞納者は不利となる。 このような、保育料滞納者に対する利用調整の不利な取扱いは他都市でも一般的に行われているが、基準点数や他の調整点数と滞納による減点点数のバランスはまちまちであり、柏市のケースが特に滞納者に対する不利な扱いとして目立つものとはなっていない。 また、保育料滞納者に対して延長保育の制限を行っている地方公共団体もあるが、柏市ではそのような取扱いは行っていない。</p> <p>【結果】 現在実施している滞納者に対する不利な取扱いについては、定期的に効果を検証するとともに、他都市の事例等を参考にすると、今後も継続して効果的なペナルティの内容のあり方を研究されるよう要望する。 また、ペナルティの存在を保護者の目につくように効果的に開示することによって牽制効果が期待でき、悪質な保育料滞納の発生を一定程度防止する機能があるものと考えられるため、不利な取扱いの内容の効果的な開示のあり方も併せて研究されるよう要望する。</p>	<p>保育料滞納者に対する保育園等の利用調整上の不利な取扱いについては、これまでも検討又は変更を行ってきており、今後も利用調整会議において検討を行います。 なお、延長保育の制限は、保育園等が児童福祉施設であることから実施する考えはありません。滞納者に対しては、法で定められた財産差押え等の滞納処分を実施しているところです。 自己中心的な理由から納付しない事例に対しては、保育園等の申込み時に同意してもらっており、最も抑止力のある財産差押えによって対応していきます。</p>	措置等を講じない	保育運営課	こども部	97
[債権番号:105] 5. 路上喫煙過料(普通徴収)に係る未収債権について	② 平日深夜及び休日のパトロールの実施について	意見	<p>【現状・問題点】 徴収又は収納業務は地方自治法により私人へ委託することができないが、過料処分を伴わない業務であれば委託は可能であると考えられる。 市では、平成29年11月1日から柏市客引き行為等禁止等条例が全面施行され、平成29年10月1日から業務委託した警備員による柏駅周辺(特定地区)における夕方から深夜の警備が実施されている。柏市客引き行為等禁止等条例に基づく業務委託契約に路上等喫煙の過料処分を対象外とし指導・注意のみ追加することが可能であれば、現状で指導員がパトロールしていない時間帯のパトロールが可能となる。</p> <p>【結果】 柏市客引き行為等禁止等条例に基づく警備業務と路上等喫煙防止パトロールとが同時に実施できるよう、防災安全課と検討するよう要望する。</p>	<p>防災安全課が業務委託をしている警備員について、防災安全課との協議を踏まえ、現行の契約の運用において、路上等喫煙に対して注意・指導を行っています。</p>	措置等を講じた	環境サービス課	環境部	104
	③ 他の所管課及び団体との協働について	意見	<p>【現状・問題点】 環境サービス課では路上喫煙防止を目的として柏駅周辺のパトロールを実施しており、平日早朝、深夜、休日のパトロールが課題とされている。一方、防災安全課や地域健康づくり課等の他の所管課において、防犯や受動喫煙対策といった目的を異にする取組が行われている。</p> <p>【結果】 柏駅周辺において活動している防災安全課や受動喫煙対策をしている保健所地域健康づくり課等の他の所管課と協議し、中長期的な目標を共有しつつ、市内の環境美化の推進や歩行者の安全確保を図ることを目的として、短期的には合意できることから一つひとつ協働範囲を広げていく戦術的なロードマップを作成して、順次施策を実現することを要望する。</p>	<p>当課所管のぼい捨て事業については、「柏市ぼい捨て等防止条例」という明確な根拠を基にして取り組みが行われています。 健康増進課における受動喫煙対策については、現状明確な根拠となる条例等はありませんが、柏市の医師会やPTA代表等が参加し受動喫煙対策について協議する「ノースモツ会議」に当課も参加し、中長期的な目標の策定を目指し、協議しています。</p>	検討中	環境サービス課	環境部	105
[債権番号:201] 1. 生活保護費返還金債権に係る未収債権について	① 相続人に対する賦課・徴収について	意見	<p>【現状・問題点】 市所管課では、相続人に当たる者の住所を把握しているが、債務者(被保護者)が死亡した場合には、相続人への賦課・徴収を実施していない。相続人に対する賦課・徴収は、特段の合理的な事情がある場合を除き、債務者が死亡したことを知った場合には、死亡の事実を確認するとともに、速やかに相続人等の調査を行い、相続人等に対して相続の意思の確認を行う等、適時適切に相続人への賦課・徴収を実施する必要がある。</p> <p>【結果】 生活保護事務により発生した生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、相続人に対する公平な賦課・徴収が可能となるよう、マニュアルに則した課内研修を実施し、マニュアルに準拠した運用を徹底することを要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	生活支援課	保健福祉部	110

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番 号:201】 1. 生活保 護費返還 金債権に 係る未収 債権につ いて	② 履行 延期の特 約等につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされてはいないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件審査が必要と考えられる。 強制徴収公債権である平成26年7月分以降の生活保護法第78条に係る生活保護費返還金債権(以下、「法第78条に基づく返還金等」という。)の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、履行期限の延長を明確に意思決定しない現在の実務では、同一債権について安易に複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。また、適正な牽制の仕組みが整備されていない点でも問題であると考えられる。 事実上の分納を行う場合、実務的対応として履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による裁決により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。 なお、生活保護制度の目的から、法第78条に基づく返還金等については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。</p> <p>【結果】 国税の行政判例では、契約による延納は許されないとする判例が存在する(昭和27年8月5日最高裁判所第3小法廷判決)。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、徴収の猶予についても、実務上、検討する必要があるものとする。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	生活支援課	保健福 祉部	112
	③ 国税徴収法の例による徴収について	意見	<p>【現状・問題点】 平成26年7月分以降の生活保護法第78条に基づく返還金等に該当するものは、強制徴収公債権となったため、裁判手続きを経ることなく、強制徴収が可能となる。納付交渉がうまくいかない場合や納付交渉することができない場合は、国税徴収法の例による強制徴収する必要がある。</p> <p>【結果】 生活保護事務により発生した法第78条に基づく返還金等については、生活保護特有の事情を加味した上で、財産調査に関するマニュアルを整備し、適切な債権管理を行うとともに、債権管理室と連携しながら、簡易裁判所を利用した簡易な法的措置については、生活支援課で対応できるような体制づくりを行う等、国税徴収法の例による徴収することを検討するよう要望する。</p>	<p>差し押さえ可能な財産を有していない者が多く、費用対効果が薄いため、生活保護法第78条徴収金の徴収を強制徴収により行った例が他自治体に殆どない状況ですが、適切な徴収業務が行えるよう徴収の効果が高いもの等については強制徴収等を実施するとともに、交渉による返還については、これまでどおり粘り強く行っていく予定です。</p>	検討中	生活支援課	保健福 祉部	114
	④ 時効の管理につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 生活保護法第63条に基づく返還金債権は、被保護者の資力があるにもかかわらず保護を受けた日の翌日から5年間の消滅時効にかかり、法第78条に基づく返還金債権は、不正受給の事実を市所管課等が知った日の翌日から5年間の消滅時効にかかる。 市所管課の債権管理の現状としては、表計算ソフトで管理しており、時効については弁済以外による時効の中断事由が管理されておらず、債権が発生した日と弁済があった日のいずれか遅い日を消滅時効の起算点として管理している。 時効の起算点は債権により異なる上、中断事由の発生により時効の起算点が変更となるため、時効の起算点等の時効中断措置等の実施状況について適時適切に把握し、確実に記録する必要がある。</p> <p>【結果】 弁済以外の督促や債務承認等の時効の中断事由についても、「生活保護システムふれあい」を有効に活用し、各債権の時効成立日が一覧で管理できるように運用を改善するよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	生活支援課	保健福 祉部	114
	⑤ 督促の管理につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 生活保護費返還金債権に係る未収債権においては、過年度において、債権管理の際に使用している表計算ソフトの計算式が破損しているため、弁済以外の時効の中断事由が正確に記録されていない。そのため、不納欠損処理を行う場合に、督促による時効中断の手続をとっていないとみなし、消滅時効の起算点を督促状の到達日とすることができない。 督促には、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められることから、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、督促の時期等の時効中断措置等の実施状況について確実に記録する必要がある。</p> <p>【結果】 「生活保護システムふれあい」を有効に活用し、督促の時期を明瞭に記録し、発送日の管理を確実にし、債権の回収が完了するまでその記録を確実に保存できるようにするよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	生活支援課	保健福 祉部	115
	⑥ 加算金の徴収につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 不正受給を行った金額に対する加算金については、債務者の納税意識を高めるために、不正な受給であることを知らしめる必要があり、業務の有効性及び効率性を担保する意味でもその仕組みを構築することが求められているものとする。また、加算金を徴収する際は、同じ事案で適用の有無が分かることは平等の原則に反する可能性があり、適用すべき場面で適用を怠った場合は行政裁量を逸脱している可能性がある。</p> <p>【結果】 生活保護事務により発生した生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、不正受給を行った金額に対する加算金の徴収について、その具体的な適用基準を明確に定め、不正受給に対する抑止力を高めていく策を講じるよう要望する。</p>	<p>加算金についての事務取扱基準を設定し、具体的な適用基準を定めました。以後適切に運用し、不正受給に対する抑止力を高めていきます。</p>	措置等を 講じた	生活支援課	保健福 祉部	115
	⑦ 不正受給に対する 罰則の適用につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 市所管課では、不正受給について生活保護法第85条又は刑法上の詐欺罪等に該当し、かつ、不正受給の手段が特に悪質であると判断する場合には、ケース診断会議において告発等を行うか否かを審査することとしている。なお、過去5年以内に告発等をした事実は認められない。 告発等については、債務者の納税意識を高めるために、受給が特に悪質であることを知らしめる必要があり、業務の有効性及び効率性を担保する意味でもその仕組みを構築することが求められているものとする。また、告発等を行う際は、同じ事案で適用の有無が分かることは平等の原則に反する可能性があり、適用すべき場面で適用を怠った場合は行政裁量を逸脱している可能性がある。</p> <p>【結果】 生活保護事務により発生した生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、告発等を行うか否かについて、その具体的な適用基準を明確に定め、不正受給に対する抑止力を高めていく策を講じるよう要望する。</p>	<p>不正受給についての告発等についての事務取扱基準を設定し、具体的な告発等の基準を定めました。以後適切に運用し、不正受給に対する抑止力を高めていきます。</p>	措置等を 講じた	生活支援課	保健福 祉部	116

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番 号:202】 2. 生活支 援給付費 返還金債 権に係る 未収債権 について	① 相続放棄について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市では、生活保護ケースワーカーが支援・相談員を兼任しており、生活支援給付費返還金債権回収の実質的な回収窓口となっている。個別の事案として、相続が開始した場合に、相続人は、単純承認・限定承認・相続放棄の3つのうちのいずれかを選択できる権利がある。支援・相談員は、中国在留邦人等の悩みごとと一緒に考え、手助けする役割を担っていることから、原債務者が死亡した時は、相続制度に関する手続き説明することが望まれる。 なお、債権者である柏市から、相続放棄や限定承認を促す行為は背任となる恐れがあるため、制度の説明のみを行う点に留意する必要がある。</p> <p>【結果】 本債権については、支援・相談員が実質的な回収窓口となっていることから、支援・相談員との連携をより一層強化するとともに、相続等の制度・手続きに対する理解不足が債務者にとって著しく不利な結果とならないように、債権管理に関する研修等を行うよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	生活支援課	保健福 祉部	121
	② 督促の管理について	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度における生活支援給付費返還金債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、実質的な回収窓口を支援・相談員が担っていることを理由として、督促の事実が記録されていない。 督促には、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められることから、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、督促の時期を正確に記録する必要がある。 なお、地方自治法施行令第171条には、期限を指定して督促しなければならないと規定するのみであり、口頭での督促も有効であると解されていることから、相談・支援員が督促状を持参し、債務者へ口頭で督促する方法でも良い。</p> <p>【結果】 督促は、強制執行の前提条件であり、また、時効中断の効力を有する(地方自治法第236条第4項)ことから、督促の時期を明瞭に記録するよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	生活支援課	保健福 祉部	122
	③ 分納計画の履行状況の管理について	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度における生活支援給付費返還金債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、表計算ソフトで作成された「中国返還金台帳」では、予定どおり回収とされているにもかかわらず、市所管課では分納計画を把握していない。 分納計画の履行状況を管理することは、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であり、また、債権の効率的な管理を担保する意味でもその仕組みを構築することが求められていると考える。</p> <p>【結果】 相談・支援員だけでなく、市所管課としても分納計画を把握し、計画に対する納付実績等の履行状況を確認するよう要望する。</p>	分納計画について支援員、債権担当及び課員が共有できるよう債権の予定についてケース記録以外に管理ファイルにも記入することとし、課員全員が履行状況を確認できるよう改善しました。	措置等を 講じた	生活支援課	保健福 祉部	122
【債権番 号:203】 3. 過年度 戻入債権 に係る未 収債権に ついて	① 相続人に対する賦課・徴収について	意見	<p>【現状・問題点】 市所管課では、相続人に当たる者の住所は把握しているが、債務者(被保護者)が死亡した場合には、相続人への賦課・徴収を実施していない。 相続人に対する賦課・徴収は、特段の合理的な事情がある場合を除き、債務者が死亡したことを知った場合には、死亡の事実を確認するとともに、速やかに相続人等の調査を行い、相続人等に対して相続の意思の確認を行う等、適時適切に相続人への賦課・徴収を実施する必要がある。</p> <p>【結果】 生活保護事務により発生した過年度戻入債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、相続人に対する公平な賦課・徴収が可能となるよう、マニュアルに則した課内研修を実施し、マニュアルに準拠した運用を徹底することを要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	生活支援課	保健福 祉部	127
	③ 時効の管理について	意見	<p>【現状・問題点】 過年度戻入債権は、市所管課等が保護の廃止、変更決定を行った日の翌日から5年間の消滅時効にかかる。 市所管課の債権管理の現状としては、表計算ソフトで管理しており、時効については弁済以外による時効の中断事由が管理されておらず、債権が発生した日と弁済があった日のいずれか遅い日を消滅時効の起算点として管理している。 時効の起算点は債権により異なる上、中断事由の発生により時効の起算点が変更となるため、時効の起算点等の時効中断措置等の実施状況についてを適時適切に把握し、確実に記録する必要がある。</p> <p>【結果】 弁済以外の督促や債務承認等の時効の中断事由についても、「生活保護システムふれあい」を有効に活用し、各債権の時効成立日が一覧で管理できるように運用を改善するよう要望する。</p>	時効中断の日付について適切な管理が可能となるよう管理ファイルの項目を見直し、時効の中断日が容易に分かるよう変更し、改善しました。	措置等を 講じた	生活支援課	保健福 祉部	129
	④ 督促の管理について	意見	<p>【現状・問題点】 過年度戻入債権に係る未収債権においては、過年度において、債権管理の際に使用している表計算ソフトの計算式が破損しているため、弁済以外の時効の中断事由が正確に記録されていない。そのため、不納欠損処理を行う場合に、督促による時効中断の手続きをとっていないとみなし、消滅時効の起算点を督促状の到達日とすることができていない。 督促には、債権の消滅時効に対する時効中断の効力(地方自治法第236条第4項)が認められることから、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、督促の時期等の時効中断措置等の実施状況について確実に記録する必要がある。</p> <p>【結果】 「生活保護システムふれあい」を有効に活用し、督促の時期を明瞭に記録し、発送日の管理を確実にし、債権の回収が完了するまでその記録を確実に保存できるようにするよう要望する。</p>	表計算ソフト上及び生活保護システム上においても督促状の発送日が分かるよう項目の見直し及び入力の方法について改善を行い、時効中断措置の有無についての適切な管理を可能としました。	措置等を 講じた	生活支援課	保健福 祉部	129

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
〔債権番号:204〕 4. こども ルーム保 育料に係 る未収債 権につい て	① 債権の性格につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 こどもルーム保育料未収債権について、学童保育課においては、「柏市立こどもルーム条例」により設置された公の施設の使用料という位置づけの非強制徴収公債権と認識しており、債権の消滅時効については地方自治法第236条第1項により5年と捉えている。 しかし、柏市のこどもルーム保育料に相当する学童保育料に係る未収債権については、一般に、私法上の契約によって発生する私債権であると解すべき法理論が存在し、また時効期間については、民法第167条第1項の規定により10年とする見解と、民法第173条第3号の規定により2年とする見解が存在する。実際に他の自治体によって扱いは異なる。 つまり、こどもルーム保育料については、滞納者から2年による消滅時効を主張される可能性があり、適時に時効中断の手続を行わないと債権の回収が不能となるリスクがある。</p> <p>【結果】 学童保育課においては、こどもルーム保育料について法的に不安定な状況にあることを認識しており、仮に私債権である旨の司法判断が下された場合においても対応が可能なように督促や債務承認等の時効中断措置を早期に実施する方針であるということである。 今後は、当該方針をより具体化した上で担当職員に周知し、滞納債権が少なくとも2年超放置されないことがないように、時効中断措置の実施状況についてモニタリングすることを要望する。</p>	<p>債権管理課と協議を行い、私債権であるとの司法判断が下された場合においても対応が可能となるよう、対象年度の債務者に対する督促や債務承認を強化する方向で対応を検討します。</p>	検討中	学童保育課	こども部	135
	③ 催告手続につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 こどもルーム保育料の長期滞納者についてサンプル抽出し、滞納整理台帳の閲覧及び学童保育課並びに債権管理室への質問を実施したところ、催告手続が十分ではないと考えられる案件が発見された。これらの案件について、それぞれ必要な手続きは異なるが、全てに共通して、長期間放置される前に、所管課から債権管理室に積極的に情報を提供し、連携すべきであったと考える。</p> <p>【結果】 滞納者に対する催告手続が十分に行われない原因としては、生活困窮の状況にあると思われる滞納者に対して過度に配慮する意識のほか、所管課担当者の債権回収に関する知見が決して十分ではないこと、さらに債権管理の専門部署である債権管理室との連携が十分でないこと等が考えられる。 今後は債権管理室との連携を密にするとともに、例えば、債権管理室主催で研修会を行うほか、臨戸催告にあたって債権管理室担当者が帯同する等の方法により、債権管理室に蓄積されている債権回収手続の知見を学童保育課の債権管理担当者と共有するよう要望する。</p>	<p>債権管理課主催の研修会に参加し、担当職員の知識、能力の向上に努めていきます。特殊案件については、債権管理課の意見も交えながら、対応していきます。</p> <p>臨戸催告については、平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、全庁的な方針は今後関係各課と検討・調整を行い対応を決定していくこととし、それまでは担当課で個別に実施していきます。</p>	検討中	学童保育課	こども部	137
	④ 債務者の資力に 関する調査につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 履行延期の特約等をする場合には、本来であれば担保を提供させ、かつ、利息を付するものとされているが、無資力又はそれに近い状態にある場合等に限り担保提供、利息徴収そして履行期限の繰り上げを免除できることとされているため、履行延期の審査にあたって債務者の資力の十分な調査を行う必要がある。 しかし、監査対象期間において「分納誓約書」には財産・財務の状況を記載する欄は設けられていない。学童保育課では、生活困窮の状況にあると思われる債務者に対する配慮等から担当者によって債務者の資力の調査を必ずしも十分に行われていなかった。</p> <p>【結果】 監査実施後は、学童保育課において、分納誓約書を受領する際には、債務者の月の手取り収入、生活費の支出状況、他の債務の有無等を任意の基で聞き取り調査しているということであり、早急に事務の改善が図られている。 今後も、履行延期の申請を受ける場合には、債務者に対して収入・支出の状況や財産・債務の状況を裏付ける資料の提出を促すことを徹底するよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	学童保育課	こども部	138
〔債権番号:205〕 5. 児童扶 養手当返 還金に係 る未収債 権につい て	① 返還金発生 の抑制策につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 児童扶養手当返還金の滞納件数自体は決して多くはないものの、1件当たりの金額が多額になることがあり、金額が大きい債権については長期間回収されない傾向にある。 受給者が事実婚や年金受給等によって資格要件を喪失したにも拘らず、届出の遅延、失念等のため、その事実を適時に把握することができず、その後も長期間にわたり誤って手当を支給し続けてしまうと、遡って返還すべき金額も多額となってしまう。そもそも児童扶養手当の受給者は生活困窮に陥っていることが多いため、一度に多額の返還金を請求された場合、返済困難に陥ってしまうのは当然の帰結であると言える。</p> <p>【結果】 こども福祉課では現在、定期支給前に住民票データベースの情報を活用して、受給資格者の住民票の異動等を確認し、未届の場合は、変更等の届の提出を促した上で、期限までに手続のない者については支給を差し止めにしている。このような取り組みを実施することにより、平成28年度においては、過年度と比較して返還金の発生を一定程度抑制することに成功しているということであった。引き続き、他都市の事例を参考にするとともに、更なる返還金抑制策について継続的、組織的に研究されるよう要望する。</p>	<p>定期支給前の住民票データベース情報を活用した抑制策に継続して取り組むとともに、引き続き、更なる抑制策について研究していきます。</p>	措置等を 講じた	こども福祉課	こども部	145

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番号:205】 5. 児童扶養手当返還金に係る未収債権について	② 不正利得の認定について	意見	<p>【現状・問題点】 事実婚認定や年金受給によって資格要件を喪失したことを認識して故意に届け出なかった場合には、その後の児童扶養手当は不正利得にあたる。不正利得の場合には、児童扶養手当法第23条に基づき強制徴収が可能となることから、返還金が不正利得によるものか否かを認定することは、債権管理上重要であると考えられる。 しかし、所管課において不正利得によるものであるか否かの十分な検討は行われおらず、事実、不正利得と認定された事例は過去に1件もない。</p> <p>【結果】 資格要件の喪失の届出を行っていなかったことが後で判明した場合に、それが故意によるものであることを裏付けることは容易ではないと考えられる。しかし、不正利得の認定が困難であることをもって、不正利得によるものであるか否かの十分な検討を行わないことは適当ではなく、不正利得によるものであるか否かの十分な検討を行えるような仕組みのあり方を検討し、構築するよう要望する。 例えば、児童扶養手当の受給申請書や現況届に、資格要件の喪失事由を列挙した上で、該当する状態になったら直ちに届け出る旨及び届け出なかったら不正利得と認定され、強制徴収の対象となることに異議は申し立てない旨の誓約文を入れ、署名を取っておくこと等が考えられる。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	こども福祉課	こども部	147
	③ 催告手続について	意見	<p>【現状・問題点】 児童扶養手当返還金の滞納者のうち、サンプルを抽出のうえ滞納整理台帳の記録等を確認したところ、催告手続が十分でない案件が発見された。 滞納者に対する催告手続が十分に行われない原因としては、生活困窮の状況にあると思われる滞納者に対して過度に配慮する意識のほか、所管課担当者の債権回収に関する知見が決して十分ではないこと、さらに債権管理の専門部署である債権管理室との連携が十分でないことが考えられる。</p> <p>【結果】 今後は債権管理室との連携を密にするとともに、例えば、債権管理室主催で座学の研修を行うほか、臨戸催告にあたって債権管理室担当者が帯同する等の方法により、債権管理室に蓄積されている債権回収手続の知見をこども福祉課の債権管理担当者と共有することを要望する。</p>	<p>債権管理課主催の研修会に参加し、担当職員の知識、能力の向上に努めていきます。特殊案件については、債権管理課の意見も交えながら、対応していきます。</p>	措置等を講じた	こども福祉課	こども部	148
	④ 滞納整理台帳への記録について	意見	<p>【現状・問題点】 「滞納者個別記録票」(いわゆる滞納整理台帳に相当する資料)を査閲したところ、一部の交渉記録の未記載や日付誤り等があり、債務者と交渉があった都度、適時に滞納整理台帳に記録されておらず、一定の時点で、過去にあった交渉をまとめて記載する実務となっていることが推察される。</p> <p>【結果】 滞納者に対して実施した催告手続や交渉の状況について台帳等に記録しておくことは柏市財務規則第43条第3項で求められており、債権管理上非常に重要である。法的手続を実施する際に遡って記録を整理するという実務は適切ではなく、所管課において適時適切に催告等の事実の正確な記録を行う必要があることを認識し、徹底することを要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	こども福祉課	こども部	149
	⑦ 徴収停止処分及び不納欠損処分について	意見	<p>【現状・問題点】 児童扶養手当返還金については、債務者が無資力に近い状況にあるにも拘らず、多額の債務を負っている事例が少なくないことから、回収可能性が相当低いと考えられる債権が少なからず存在する。一方で、児童扶養手当返還金については、こども福祉課において、徴収停止処分及び不納欠損処分の必要性について特段検討されておらず、また、過去に徴収停止処分及び不納欠損処分が行われた実績もないということであった。 このような資産を適時に帳簿から除外するような事務が構築されていない点で、事業の有効性・効率性及び財務報告の適正性を確保するための内部統制が有効に整備されていないと言わざるを得ない。</p> <p>【結果】 債権回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、所定の手続を踏まえたうえで不納欠損処分や徴収停止処分を講じることを検討するよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	こども福祉課	こども部	152
【債権番号:206】 6. 児童手当返還金及びこども手当返還金に係る未収債権について	① 返還金発生抑制策について	意見	<p>【現状・問題点】 児童手当を支給した後になって市からの転出の事実を把握した場合、遡って返還請求することにより返還金が発生するが、転居後の居所・連絡先が不明であることから連絡が取れない等の理由で債権回収が思うように進まなくなる可能性が高い。そこで、児童手当返還金に係る未収債権を縮減するためには、転出の事実をできる限り早期に(可能な限り手当を支給する前に)発見し、返還金の発生自体を抑制することが肝要であると言える。</p> <p>【結果】 こども福祉課では、現在、住民票の異動情報を活用した監護状況の確認や転入者等の二重支給防止のための確認作業を行っている。このような取り組みを実施することにより、平成28年度においては、過年度と比較して返還金の発生を一定程度抑制することに成功しているということであり、引き続き、他都市の事例を参考にするとともによりさらなる返還金抑制策について継続的、組織的に研究されるよう要望する。</p>	<p>住民票の異動情報を活用した抑制策に継続して取り組むとともに、引き続き、更なる抑制策を研究していきます。</p>	措置等を講じた	こども福祉課	こども部	157
④ 不納欠損処分に係る起案について	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度の児童手当及びこども手当の不納欠損処分に係る起案書類一式を査閲したところ、「起案書(表紙)」と、添付書類の「歳入不納欠損調査」の双方に同じ査閲者、決裁者の押印がされており、決裁印が重複していた。一方、歳入不納欠損調査書には副市長の押印がなく、歳入不納欠損調査書の押印は不完全なものとなっていた。</p> <p>【結果】 不納欠損処分の正当性確保という事務の有効性を損なわない限りにおいて、書類作成・押印事務の無駄は排除すべきである。そのため、他の債権所管課における事務も参考にしつつ、不納欠損処分における「起案書(表紙)」と「歳入不納欠損調査書」の位置づけを再度整理するよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	こども福祉課	こども部	162	

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
	④ し尿収集の一時停止の判断時期の合理性について	意見	<p>【現状・問題点】 環境サービス課が行う、し尿収集の一時停止の実施時期の判断手法について、一般廃棄物(し尿)収集手数料の前年度分滞納者に対して滞納の発生期(第1期から第4期)に拘らず一括して、し尿収集の一時停止の判断時期を当年度末又はそれより6か月程度早める方式(以下「一括判断方式」という。)を従来から現在まで採用している。 この方式の場合、前年度における第1期の手数料滞納者と第4期の手数料滞納者で9か月の滞納期間の差異が生じてしまう。その間、し尿収集は継続するため、滞納期間が長い前者の方がより短い後者よりも、し尿収集を9か月も長く継続して受けられるという不合理が発生する。 この不合理を解消するためには、滞納債権の発生日が異なる期ごとに、その滞納期間が一定期間経過した段階で、し尿収集の一時停止を判断する時期として設定することが必要である。</p> <p>【結果】 一般廃棄物(し尿)処理手数料の滞納者に対するし尿収集の一時停止の判断時期について、現在の一括判断方式(前年度滞納者を翌年度の一定時期に判断する方式)では、滞納の発生する期が異なる滞納者ごとに、滞納期間中のし尿収集の受益期間が異なり、不利益が生じるため、滞納の発生期ごとに一定期間の経過時点で、し尿収集の一時停止を個別に判断する方式に変更するよう要望する。</p>	<p>意見を踏まえ、現行の年度ごと一括判断を行うことによる滞納中のし尿収集継続期間の差異による不公平を是正するため、期毎に一定期間の経過時点で一時停止の実施を判断する方式へ変更し、公平性を保つことを検討します。</p>	検討中	環境サービス課	環境部	169
[債権番号:207] 7. 一般廃棄物(し尿)処理手数料に係る未収債権について	⑤ し尿収集の一時停止及び再開における除外規定について	意見	<p>【現状・問題点】 し尿収集の一時停止対象となった場合、停止除外となる方法と実際に停止になった場合、収集を再開する方法では、いずれも滞納債権の一部を納付し、残金の支払いについて誓約書を提出することでし尿の収集サービスの提供を受けることができる仕組みとなっている。 しかし、この仕組みの場合、滞納者は滞納が発生していても、滞納債権の一部を支払うことで、し尿収集サービスを受けることができる。市にとっては、柏市廃棄物処理清掃条例に定める一般廃棄物(し尿)処理手数料の単価を下回る単価によってし尿収集サービスを提供することになりかねない。</p> <p>【結果】 し尿収集の一時停止の除外、し尿収集の一時停止の猶予及びし尿収集の再開に関する要領の規定の中に、「収集停止者に滞納手数料の全額を支払うことができないやむを得ない理由があると認められる場合で、当該収集停止者が滞納手数料の一部を支払い、かつ、その残金について誓約書を提出して支払の誓約をしたとき。」の定めがあるが、この規定を具体的な事案に適用する際には、上記の事例のように安易に「収集停止者に滞納手数料の全額を支払うことができないやむを得ない理由があると認められる場合」に該当すると判断することのないよう、厳格な審査を要望する。</p>	<p>意見を踏まえ、一時停止予定対象者の停止除外及び一時停止実施者の収集再開に際して提出を求める誓約書について、事由の記載欄を追加し、停止除外及び収集再開の判定項目とするとともに、課の決裁により決定するよう事務処理フローの変更を行います。</p>	措置等を講じた	環境サービス課	環境部	170
	⑥ 催告書における注意喚起の文言について	意見	<p>【現状・問題点】 一般廃棄物(し尿)処理手数料が未納の場合に、「一般廃棄物(し尿)処理手数料未納通知」(以下「未納通知」という。)を滞納者に対して送付している。その未納通知には、「本状は督促状(催告状)として未納手数料の通知をするものです」と記載されている。 この文面については、同じ滞納債権に対する1回目の督促と2回目以降の催告の文面で同一の文面であるため、納期限を守らない長期の債務者に与える効果を期待することが難しいものとする。</p> <p>【結果】 一般廃棄物(し尿)処理手数料の滞納債権に対する催告書の記載文言には、i 既に督促しても納付がなかった旨とii 本催告書を持参のうえ、滞納分を全額支払っていただく旨等を明記し、それでも納付がない場合、2度目の催告書には、i 及びii に加えて「指定納期限までに全額納付できないときは、法的措置をとる」旨を明記する必要がある、現在の文面を見直すよう要望する。</p>	<p>意見を踏まえ、2度目の催告書に「指定納期限までに全額納付できないときは、法的措置をとる」旨を明記する方向とします。 システムの改修を要するため、対応の可否及び費用対効果を勘案し、対応を検討します。</p>	検討中	環境サービス課	環境部	172
	⑦ 一般廃棄物(し尿)処理手数料滞納の常習者への対応について	意見	<p>【現状・問題点】 一般廃棄物(し尿)処理手数料の徴収方法等については、柏市廃棄物処理清掃条例施行規則第7条第3項第1号において、1年間を4期に区分し、し尿収集業務が完了した後に3か月分を一括して徴収する後納制を採用している。 滞納債権の多くは、一般家庭の定期契約で生じており、現状の後納制を前納制に変更すれば滞納債権は発生しないものと考えられる。環境サービス課ではこれまでにし尿処理券を発行する方法や直接納付の徴収方法等を検討したが、費用対効果等の問題から前納制の実施は困難であると判断している。 滞納債権の発生態様を分析すると、特定の利用者において、滞納債権の発生とし尿収集の一時停止とが繰り返される事例が多く見受けられる。そのため、し尿収集の一時停止を繰り返す悪質な滞納者に対してのみ前納制を導入する方法を行うことで、繰り返し発生する滞納債権は減少し、環境サービス課における一般廃棄物(し尿)処理手数料の管理業務の負担軽減にもつながるものと考えられる。</p> <p>【結果】 し尿収集・処理の申込者全員に対して一律に一般廃棄物(し尿)処理手数料の前納制を導入するのではなく、滞納を繰り返す悪質な債務者に対してのみ当該手数料の前納制を導入するよう要望する。</p>	<p>前納制の導入について行政課と協議を行っています。 長期滞納の生じている一般家庭のし尿処理手数料は、条例により一世帯当たりの月額料金として規定し、また、施行規則により期別に徴収することを規定しています。 また、手数料は役務の対価として請求するものであり、前納制は役務を受ける前に料金を支払うこととなり、また、上記のとおり3か月分の月額料金として徴収するものであることから、望ましくないものと考えます。(納付済期間中のし尿収集廃止申請があった場合の返金対応等の事務処理が煩雑となる恐れ等)</p> <p>滞納債権の発生とし尿収集の一時停止とが繰り返されるような長期滞納者数は限られており、前納制の導入に係る懸案への対応及び制度改正のための業務量が効果に見合わないものと考えられるため、現行の対応により滞納整理を進める方向としますが、前納制を導入済みである他市の状況を確認し、行政課と協議のうえ検討を進めます。</p>	検討中	環境サービス課	環境部	172

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番号:209】 9. 一般被 保険者返 納金及び 退職被保 険者返納 金に係る 未収債権 について	① 不当利得返還金に係る療養給付費等負担金の控除処理について	意見	<p>【現状・問題点】 不当利得返還金として発見され、その額が確定した場合、療養給付費等負担金の総額から、該当する費用についての療養給付費等負担金の額を控除しなければならない。 そのための事務を保険年金課は月次で不当利得返還金を積み上げて控除額を算定している。この控除額の計算過程は、極めて複雑なものであり、その基礎となる現年調定額は債権の発生会計処理として重要な額である。 なお、平成28年度において、控除額の計算過程は正確に積み上げられていることを確認した。</p> <p>【結果】 保険年金課において、滞納債権の未回収のリスクと共に、療養給付費等負担金の請求額についても減少されるといふ2重の不利な状況を十分認識するためにも、不当利得の返還金の積上げ過程やその返還金の額で現年分の調定を実施する過程、そして、その調定額を基礎として、調定した年度の療養給付費等負担金の総額から、不当利得の返還金の額に係る療養に要した費用についての療養給付費等負担金の額を控除するという事務処理の実際の流れを決裁対象の計算書類の中で確認することができるよう、簡潔な業務フローを作成することを要望する。</p>	事務処理の流れが確認できるように、平成30年度末までに簡潔な業務フローの作成を進めます。	検討中	保険年金課	市民生活部	183
	③ 催告書の記載文言について	意見	<p>【現状・問題点】 一般被保険者返納金の債務者に対して、送付している督促状と催告書に記載されている文言がほぼ同じ内容であった。 当初の納期限を過ぎても納付しない債務者に対して交付される督促状には、その通知により、当該債権の時効の進行を中断する効果が付与されている。一方、督促状に記載された納期限を過ぎてもおお、納付されない債権の納付義務者に対して交付される催告書には時効の進行の中断効果はない。督促状の納期限を守らない債務者に対して、時効の中断効果が付与されていない催告を行う場合には、債務者に対して納付を強く促す文言を記載しなければ、何度催告書を送しても効果が見込めないという危険性が高い。 催告書への記載文言は、債務者の納付意識を高めるために、滞納状況が異常であることを知らしめる必要があり、業務の効果的な実施を担保する意味でもその仕組みを構築することが求められているものとする。</p> <p>【結果】 市所管課は、一般被保険者返納金の債務者に対する通知のなかに記載される文言については、債権回収のプロセスの中で、納期限を守らない債務者の悪質性にに応じた文言を考慮して、催告書の記載文面に工夫を凝らし、債務者の納付を強く促す、最も効果的な文言を段階的に記載するよう要望する。</p>	今後発送する催告書の記載文言については、保険料の納付催告書の内容と歩調を合わせ、効果的な催告書の作成に努めます。	検討中	保険年金課	市民生活部	184
	⑤ 催告書記載納期限について	意見	<p>【現状・問題点】 催告書に記載された納期限は、催告書発行日から起算して約6週間後を設定している。 催告書は、督促状と異なり、債務者は既に2回の納期限を徒過している事実がある。そして、催告書に記載する納期限については、その事情を考慮してより厳しい納期限を設定する必要があるものとする。それに対して実際には約6週間後という、緩和された期限を付与しており、納付の遅延を結果として助長する危険性がある。 催告書に記載されている納期限の適切性を確保するために、資産の保全や業務の効果的な実施の重要性を十分に勘案し、統制上の仕組みの構築や実務的な運用を改善することが求められているものとする。</p> <p>【結果】 催告書に記載する納期限は、既に2回も納期限を徒過している債務者に対して、強く納付を促す姿勢を示す意味でも、現行の「約6週間後」という納期限を見直し、悪質性に対応したより短期の納期限を設定するよう要望する。</p>	今後発送する催告書に記載する納期限については、悪質性に対応した短期の納期限を設定します。	検討中	保険年金課	市民生活部	185
【債権番号:301】 1. 訴訟費用に係る未収債権について	ウ. 居所不明の債務者に対する請求について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市では、判決で債務者に訴訟費用の負担を命じられた場合には、全件訴訟費用額確定の申立てを行っている。他方で、居所及び差押対象財産が不明の債務者に対しては、訴訟費用が確定した後に、強制執行手続が採れないため、議会の議決による債権放棄を行っている。 訴訟費用額の確定の申立てに伴う時間や費用の負担を考慮すると、仮に訴訟費用が確定したとしても差押の強制執行手続を採ることが困難であることが予め判明している債務者に対しては、結果として訴訟費用について債権放棄をせざるを得ず、敢えて訴訟費用額確定の申立てを行う意義は乏しい。</p> <p>【結果】 訴訟費用額の確定の申立てについては、確定後の差押等による回収可能性を考慮した上で、適切に申し立てを行うよう要望する。</p>	今後は回収可能性の低い案件の訴訟費用額の確定の申立てを行わない方針とします。	措置等を講じた	債権管理室	財政部	190
【債権番号:302】 2. 強制執行費用に係る未収債権について	イ. 居所不明の債務者に対する請求について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市では、建物明渡の強制執行を行った場合には、全件強制執行費用確定の申立てを行っている。他方で、居所及び差押対象財産が不明の債務者に対しては、強制執行費用が確定した後に、強制執行手続が採れないため、議会の議決による債権放棄を行っている。 強制執行費用額の確定の申立てに伴う時間や費用の負担を考慮と、仮に強制執行費用額が確定したとしても差押の強制執行手続を採ることが困難であることが予め判明している債務者に対しては、結果として強制執行費用について債権放棄をせざるを得ず、敢えて強制執行費用額確定の申立てを行う意義は乏しい。</p> <p>【結果】 強制執行費用額の確定の申立てについては、確定後の差押等による回収可能性を考慮した上で、適切に申し立てを行うよう要望する。</p>	今後は回収可能性の低い案件の訴訟費用額の確定の申立てを行わない方針とします。	措置等を講じた	債権管理室	財政部	195

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
〔債権番 号:303〕 3. 生活一 時資金貸 付金に係 る未収債 権につい て	② 債務引受について	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度における柏市生活一時資金貸付金についてその管理状況を調査したところ、債務者の元配偶者から返済する旨の申し出があり、平成28年度からは、納付書を元配偶者の住所へ送付しているものがある。 債務者の元配偶者等の第三者が返済することを承認したときは、債務引受を適時適切に実施する必要がある。 債務引受の方法には、重畳的債務引受と免責的債務引受があるが、従来の債務もそのまま継続しながら、新たに債務を引き受ける債務引受人が当初の旧債務者と連帯して同一内容の債務を負担する重畳的債務引受による方法が望ましい。</p> <p>【結果】 債務者以外の第三者が返済することを承認したときは、債権者が負っている債務を第三者が債務者に代わって引き受ける債務引受を行うよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	生活支援課	保健福祉部	201
	③ 過去の対応状況等の管理について	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度における柏市生活一時資金貸付金についてその管理状況を調査したところ、(青字いるか要検討)債務者の対応状況等について、債権が生活支援課に移管された平成23年度以降は保存されていたが、それ以前の対応状況等を確認することができない。そのため、柏市債権管理条例第8条に基づき、私法上の原因に基づいて発生する柏市の債権について、債権放棄等を実施する場合に、時効中断の効力発生の有無や時期を正確に判定することが困難な状況にある。 督促の記録や債務者の弁済の意思等の対応状況等については、柏市債権管理条例施行規則第2条第6項にもあるとおり、適正な債権管理の仕組みを遵守する運用の問題であり、法令遵守の目的の重要性を勘案すると、確実に保存する必要がある。</p> <p>【結果】 督促の記録や債務者の弁済の意思の記録は、債権の回収が完了するまでその記録を確実に保存するよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	生活支援課	保健福祉部	202
〔債権番 号:304〕 4. 過誤払 返還金に 係る未収 債権につ いて	① 支給停止が継続している者への対応について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市福祉手当は、現況届が未提出であった者のうち、支給停止通知等を送付後、12月までに現況届の提出がない者は、支給停止としている。ただし、翌年5月までに現況届の提出があった者は、支給要件を審査した後、随時払いで福祉手当を支給している。 支給取消が長期間継続しているものは、すでに受給資格を喪失している可能性がある。 受給者等の現況を確認することは、支給要件を審査し、支給要件の対象外であるものに対しては支給を取消すとともに、現況届の提出を失念しているものに対しては提出を促す効果があり、業務の有効性を担保する意味でも重要な視点である。</p> <p>【結果】 支給取消が継続しているものについては、電話等により速やかに受給者の現況を確認するよう要望する。</p>	状況に合わせて電話催告、臨戸催告の実施を進めています。	措置等を講じた	障害福祉課	保健福祉部	206
	④ 電話による催告の実施について	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度における過誤払返還金に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成28年度末現在における未収債権は、6件(384,500円)と件数は少ないが、催告等は全て文書によって行われており、電話による催告や訪問催告は行われていない。 電話による催告は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であり、文書による催告よりも債務者の納付意識を高める効果があるため、業務の効果的な実施を担保する意味でも適時適切に実施することが求められていると考える。</p> <p>【結果】 滞納債権の件数は6件と少ないこと等から、収入未済額の収率向上のためにも、電話による催告を行うよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	障害福祉課	保健福祉部	209
	⑤ 債権管理台帳の作成について	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度における過誤払返還金に係る未収債権の管理状況を調査したところ、表計算ソフトで作成された台帳(債権管理台帳)には、柏市債権管理条例施行規則第2条に規定された事項の内、履行状況及び対応状況の一部が記録されていない。 債権管理台帳は、柏市債権管理条例に基づき、柏市の債権を適正に管理する仕組みを遵守する運用の問題であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、過誤払返還金債権が確定した段階で、台帳にもれなく記録する必要がある。</p> <p>【結果】 債権管理台帳は、適切な債権管理を行うために必要なものであることから、柏市債権管理条例施行規則第2条に明記された事項をもれなく債権管理台帳へ記録するよう要望する。</p>	履行状況及び対応状況を記録した「過誤払返還金債権管理リスト」を今年度末までを目標に作成しています。	措置等を講じた	障害福祉課	保健福祉部	210
〔債権番 号:305〕 5. 柏市立 朋生園清 掃委託業 者の契約 不履行に よる違約 金に係る 未収債権 について	② 管理体制について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市は、督促状を送付した以降、本来であれば、A社に対し、地方自治法施行令第171条の2に則り、訴訟提起及び強制執行の申立てを行うか、徴収停止手続をとるべきであった。なお、A社の支店で、A社の代表取締役が所有していた土地・建物については、平成20年11月14日に不動産競売手続による売却が完了していることから、少なくとも平成20年末時点ではA社の活動実態はなかったものと考えられる。したがって、平成21年度には徴収停止を行うことが可能であったと考えられる。 一方、市所管課は、毎年度調定をし、債権の存在を認識しながら、徴収停止を含む何らの法的措置を講じず、漫然と消滅時効期間の到来を迎えている。市所管課において、滞納債権の処理方法に対する理解が不足していたものと考えられる。</p> <p>【結果】 市所管課において、今後、新たに債権が発生した場合には、定期的に債権の処理状況を確認し、債権管理室と協力の上、然るべき法的措置をとるよう要望する。</p>	今後、同様の事案が生じた場合には、定期的に債権の状況を確認し、債権管理室と協議の上、然るべき措置を講ずる事とします。	措置等を講じた	障害福祉課	保健福祉部	217

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番号:306】 6. 過誤払返還金に係る未収債権について	① 集団指導及び実地指導について	意見	<p>【現状・問題点】 過誤払返還金に係る未収債権は、相談支援専門員からの通報に基づき、不適切な請求が行われていたことが判明したことにより発生している。介護保険制度においては、サービス提供事業者は、サービス提供後、国保連合会に請求する前に、ケアマネージャーに提供実績を報告し、国保連合会はサービス提供事業者から請求された提供内容とケアマネージャーから提出された給付管理票を突き合し、相違があれば返戻される仕組みがある。しかし、市町村の地域生活支援事業にはそのような仕組み自体が存在していない。 指定障害福祉サービス事業者の従業者並びに設備及び運営に関する指導については、適切な事業者の運営等をモニタリングする運用の問題であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、市所管課による集団指導及び実地指導を適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 適切な請求等を未然に防止するためには、指定障害福祉サービス事業者と相談支援専門員が適時適切に連絡をとり、サービス等の利用計画に記載された内容と異なるサービスが提供されていないか確認する等の合理的なルールを設定し、そのルールが守られているかどうかについても、市所管課内部で検証する仕組みを構築することを要望する。</p>	<p>地域生活支援サービス事業を提供する事業所の大半は、市内の障害福祉サービスを提供する事業所が兼ねていて、年に一度実施する集団指導や3年に一度実施する実地指導の対象として、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づく指導を行っています。今後は、前述の集団指導や実地指導の際に、地域生活支援サービスの指導を併せて実施できないか検討します。</p>	検討中	障害者相談支援室 障害福祉課	保健福祉部	221
【債権番号:307】 7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について	⑥ 長期かつ高額滞納案件の分納誓約の要件について	意見	<p>【現状・問題点】 市営住宅等使用料について、長期かつ高額滞納金が発生しているものについて、柏市が弁護士に債権回収等の業務を委任している案件があり、当該案件については履行延期の申請後、分納申請を行う際に、次のいずれかの事実が発生した場合は、市営住宅入居の賃貸借契約が当然に解約となることに同意し、速やかに明渡を行うほか、分納による期限の利益を喪失し、滞納金額を直ちに一括で支払うことに同意することとしている。 i 上記分納の支払いを5回以上遅滞し、かつその額が合計〇〇万円以上に達したとき。 ii 今後新規に発生する市営住宅使用料の支払いを遅滞し、その額が3か月に達したとき。 しかし、上記の2つの要件の何れかという条件では、結局、何れかの要件に該当する直前まで納付をしなくても、分納申請をした債務者は期限の利益を喪失する等の不利益を受けないこととなっている。</p> <p>【結果】 滞納の状況が長期かつ多額の債務を負っている債務者との交渉において、債権管理室から委任を受けた弁護士が提示する分納の合意事項(賃貸借契約の解除・明渡及び期限の利益の喪失等の要件)について、その要件の限界まで直ちに滞納し、その後は分納の金額を継続して納付するような債務者に対しては、より厳しい条件(2つの要件につき、分納額と新規納付額に係る滞納許容額の合計額を制限する方法等)を検討するよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部書で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	住宅政策課 債権管理室	都市部 財政部	233
	⑦ 長期かつ高額滞納案件の納付の充当方法について	意見	<p>【現状・問題点】 市営住宅等使用料の現年分と滞納繰越分の債務の納付があった時に、現年優先納付の方針のもと、滞納債権の回収が進まない現実を確認することができる。 現在は、遅延損害金の算定及び請求はされていないが、過年度の納付がない限り理論的には、遅延損害金が発生し続けており、その遅延損害金は長期化すればするほど蓄積され膨大な遅延損害金として認識されるべきである。 過去の最も古い延滞債権から充当するといった場合は、長期延滞債権を減少させることができ、本来発生している遅延損害金の増加を抑制することができる。また、現年分の未収債権は増加するが、未収債権の年齢別の内訳として長期の債権を減少させることができ、未収債権の年齢構成が若返ることとなる。</p> <p>【結果】 長期滞納者が市営住宅等使用料を納付する際に、現年分や滞納繰越分の何れの債権に充当するか等について、現在、所管課は、現年度収納率の向上の方針のもとで、現年優先納付の充当を行っているが、滞納債権の長期化の抑制と滞納者が本来負担することが予定されているはずの遅延損害金の計算期間の長期化に伴う額の増大化を抑制するためにも、現年分の優先納付を見直すことも検討されるよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部書で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	住宅政策課	都市部	235
【債権番号:309】 9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について	② 償還計画の見直し内容について	意見	<p>【現状・問題点】 償還計画の見直しの際には、履行延期の特約の手続が必要であるが、履行延期の特約の手続に必要な法令上の要件を十分に満たしていない。履行延期の特約の手続を採る場合には、債務者の資力の状況に応じて、履行可能な償還計画を立てる必要がある。 償還計画を立てる際及び見直す際には、債務者から、課税証明書等の収入又は所得が記載された書類の提出を受けるか、または償還計画が終了するまでの間、市民税課等市役所の他の課で把握することができる情報について閲覧・利用することについて承諾を得ることで収入を把握している。他方で、各回の納付額については、債務者からの申し出のあった金額を基準に決定しており、債務者の支出の状況を必ずしも正確に把握することができていないことから、債務者が履行困難な金額を申し出ている場合、それに基づいた償還計画が設定される可能性がある。</p> <p>【結果】 今後、償還計画の見直しを行う場合には、履行延期の特約の手続に則り、債務者の支出状況の把握も含め、債務者の資力に応じた履行可能な返済計画を立てるよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部書で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	学校教育課	学校教育部	249
	③ 期限の利益喪失条項について	意見	<p>【現状・問題点】 平成24年度以降に当初の償還計画を見直した6件のうち4件については、償還計画の見直し後の分割払いによる最終償還期限が平成30年度または平成31年度に設定されており、分割金の滞納による期限の利益の喪失に関する約定もないため、履行の遅滞が生じている3件については、現段階で、残元本金額は請求できない状況にある。</p> <p>【結果】 今後、新たに履行延期の特約を行う際には、期限の利益喪失条項を入れるよう要望する。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部書で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	学校教育課	学校教育部	250

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
[債権番号:309] 9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について	④ 保証人への請求について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市高等学校等入学準備金貸付金の貸し付けを受ける際には、債務者は、保証人を立てることが必要であり、柏市と保証人との間で、保証契約が締結されている。 柏市では、債務者が滞納した場合に保証人に対して請求していないケースが散見され、平成28年度滞納件数16件のうち、4件のみ保証人に対して通知を行っている。</p> <p>【結果】 地方自治法施行令第171条の2に則り、速やかに保証人に請求するよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	学校教育課	学校教育部	250
	⑤ 相続人への請求について	意見	<p>【現状・問題点】 債務者や保証人が死亡した場合に、相続人に対して請求を行っておらず、相続人調査も行っていない。債務者や保証人が死亡した場合、金銭債務は相続人の法定相続分に従って、相続人に相続されることになり、以後は相続人が債務者になる。</p> <p>【結果】 速やかに相続人調査を行い、相続人に請求するよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	学校教育課	学校教育部	250
	⑦ 生活保護費受給者からの回収について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市高等学校等入学準備金貸付金の債務者が、生活保護を受給している場合においても、生活保護費を原資として返済を受け付けているものが存在する。この案件は他市へ転出した債務者が、転出後生活保護費を受給するようになり、自らの申し出により返済をするようになった案件である。しかし、生活保護費は、最低限度の生活を維持するための費用であり、借入れに対する返済を予定して支給されているものではなく、上記のような特別な事情があったにせよ生活保護費から返済を受け付けることは、最低限度の生活を侵害し、自立を妨げるおそれが生じ得る。</p> <p>【結果】 生活保護費受給者からの返済を受け付けるか否かについて、本人が申し出た返済額や返済期間等に無理はないか、当該生活保護費受給者から返済を受けることに合理性があるか等を判断する際の基準を設定することを要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	学校教育課	学校教育部	251
	⑨ 法的手続の実施について(意見)	意見	<p>【現状・問題点】 債権管理室による法的手続は進んでいるものの、滞納している全件ではない。滞納している16件のうち、1件については既に消滅時効が完成している可能性が高く、2件については一度消滅時効が完成し、その後債務者から時効の利益が放棄されているものの、保証人に対しては消滅時効が完成している。 債務者に滞納が生じた後、速やかに地方自治法施行令第171条の2に則り、訴訟手続による債務名義の取得等の法的手続を実施していれば、消滅時効の完成を遅らせることが可能であった。</p> <p>【結果】 今後、滞納している債務者に対して、債権管理室と協力し、速やかに法的手続を採るよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	学校教育課	学校教育部	252
[債権番号:310] 10. 青少年センター清掃委託業者に対する債務不履行に基づく違約金に係る未収債権について	② 管理体制について(意見)	意見	<p>【現状・問題点】 市所管課では、督促状を送付した以降、本来であれば、Y社に対し、地方自治法施行令第171条の2に則り、訴訟提起及び強制執行の申立てを行うか、徴収停止手続をとるべきであった。なお、Y社の支店で、Y社の代表取締役が所有していた土地・建物については、平成20年11月14日に不動産競売手続による売却が完了していることから、少なくとも平成20年末時点ではY社の活動実態はなかったものと考えられる。したがって、平成21年度には徴収停止を行うことが可能であったと考えられる。 一方、毎年度調定を行い、債権の存在を認識しながら、徴収停止を含む何らの法的措置を講じず、漫然と消滅時効期間の到来を迎えている。市所管課において、滞納債権の処理方法に対する理解が不足していたものと考えられる。</p> <p>【結果】 市所管課において、今後、新たに債権が発生した場合には、定期的に債権の処理状況を確認し、債権管理室と協力の上、然るべき法的措置をとるよう要望する。</p>	今後、同様の事案が生じた場合は、未収債権を長期間放置することのないよう債権の処理状況を確認するとともに、債権管理所管課と情報を密にし、適切に対応します。	措置等を講じた	生涯学習課	生涯学習部	257

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番 号:311】 11. 市場 施設使用 料及び電 気料立替 金に係る 未収債権 について	ア. 事業報告書の入手の重要性について(意見)	意見	<p>【現状・問題点】 卸売業者、仲卸業者及び附属営業人が業務を安定して継続的に実施する必要があることから、事業報告書等の把握及び分析を行うことが重要であると考えます。 なお、柏市公設総合地方卸売市場業務条例において、仲卸業者は毎事業年度末日現在において事業報告書を作成し、90日以内に市長に提出することが定められている。 事業報告書の提出遅れが常態化している仲卸業者に対しては、事業報告書の期限内提出の意義を再認識させ、期限内に提出できる体制の構築を指導する必要がある。</p> <p>【結果】 事業報告書及び決算書類は仲卸業者の資力信用の判断に際して重要な判断材料であることから、資力信用について遅滞なく審査が実施できるよう、事業報告書及び決算書類を期限内に入手するよう要望する。</p>	事業報告書提出期限の1か月前に、担当者が依頼文書を配布し、提出期限の順守を依頼するほか、期日が近づいていることを直接業者へ伝えるなど周知強化を図りました。	措置等を講じた	公設市場	経済産業部	264
	イ. 事業報告書の添付資料の明確化について(意見)	意見	<p>【現状・問題点】 柏市公設総合地方卸売市場業務条例施行規則第24条において、仲卸業者の事業報告書に係る様式は別に定めるとされているが、決算書類の記載内容を裏付ける資料の提出に関する定めがない。 なお、実務上、仲卸業者の中では、事業報告書以外の法人税確定申告書(控)等の資料提出を受けている事例がある。 決算書類の信頼性を補完するために、法人税確定申告書(控)等の課税当局に対する提出資料を入手する必要があるため、決算書類との突合せや勘定科目内訳明細書等の各種内訳資料を分析し、決算書類の詳細な内容を把握する仕組みを構築する必要がある。</p> <p>【結果】 事業報告書の提出に際して、リスクのある仲卸業者については法人税確定申告書(控)及び勘定科目内訳書明細書及び固定資産台帳等の提出を依頼し、正確な情報に基づいた資力信用に関する判断に努められるよう要望する。</p>	必要以上の資料提出は、事業者への負担ともなるため、原則的には現状どおりとしますが、監査人が懸念しているような運営にリスクのある仲卸業者等については、必要に応じて個別に対応します。	措置等を講じた	公設市場	経済産業部	265
	ウ. 事業報告書の内容検討の重要性について(意見)	意見	<p>【現状・問題点】 仲卸業者の資力信用の判断に際しては、貸借対照表により表示される財政状態及び損益計算書により表示される経営成績だけでなく、資金の動きも踏まえて検討する必要がある。 しかし、市は、決算書全般に対する知識不足を原因として、事業報告書に添付されている決算書類の内容の把握及び分析を行っていない。決算書類の内容の把握及び分析は、仲卸業者が業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を十分に有しているかについて審査する意味でも重要であり、その仕組みを構築する必要がある。</p> <p>【結果】 事業報告書だけでなく、その根拠資料を入手することにより、仲卸業者の実態把握が可能であることから、財務指標分析の手法を参考として、より効率的、効果的に決算書の分析及び支払能力の査定を実施されるよう要望する。</p>	平成29年度包括外部監査結果報告書で示された財務指標分析の手法や公認会計士等の専門家とともに経営診断を実施するなど財務分析の方法について検討していきます。	検討中	公設市場	経済産業部	266
	③ 営業許可の取消しについて	ウ. 営業許可取消時の判断基準について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市公設総合地方卸売市場業務条例第19条第1項において、「仲卸業者がその業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第17条の許可を取り消すものとする」とあり、同条例第30条第1項においても付属営業人に対して同様の定めがある。 営業許可の取消しの際に入手することが必要な資料について、条例等上の明文の定めはないが、市場の健全な運営を担保するためにも、資力信用を有しなくなった場合の判断を行なうための仕組みを構築することが必要であると考えます。</p> <p>【結果】 市場の健全な運営のために、営業許可取消しに際し必要な判断基準を定めるよう要望する。</p>	資力信用をどの基準でみるのかは、判断に迷うところであり、画一的な判断基準を定めるのは難しいのが現状と考えています。 他市場の状況等を参考に検討していきたいと考えています。	検討中	公設市場	経済産業部
④ 保証金の額と滞納債権の額との比較検討について		意見	<p>【現状・問題点】 保証金の額は、柏市公設総合地方卸売市場業務条例及び同条例施行規則において各業者ごとにその額が定められている。市が整備し利用している「滞納整理マニュアル」では、滞納額が保証金額を超えており、分納誓約書の提出がないなどの条件に合致した場合は、その滞納額について保証額から充当するものとしている。実際は、この「滞納整理マニュアル」に定める手順に従った場合には、保証金を充当しても滞納債権が残る事例がある。 保証金の額と滞納債権の額とを比較し、保証金の額が市場施設使用料の滞納額を下回る事例においては、早期に滞納金額と保証金の額との比較検討を行ったうえで適切な対応を実施する必要があったものと考えます。 なお、監査実施期間中に保証金の充当を行い、追加預託が行われた。</p> <p>【結果】 保証金は仲卸業者等が市場施設使用料等を滞納したときに補填する等、債務の担保として預かる金銭であるため、滞納債権の残高と比較し、「滞納整理マニュアル」に定める業務手順を早期に適用するなどして、不足額の追加保証を求める仕組みを構築するよう要望する。</p>	当該事業者に関しては、保証金を滞納に充当し、改めて適切な保証金額を納付してもらい、対応しました。 不足金額の追加保証に関しては、早急な請求は事業者への負担になるため、段階的に対応していきます。	措置等を講じた	公設市場	経済産業部	273

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番号:313】 13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について	イ. 個別催告の実施について	意見	<p>【現状・問題点】 学校給食センターでは平成23年度までは臨戸による催告を実施していたが、期待された成果が得られなかったこと、当時から今日まで老朽化が著しい学校給食センターの施設、設備の維持管理等、環境の整備等に追われていることで、臨戸による催告は中止し、文書による一斉催告のみで対応している。 学校給食センターは児童・生徒に対し、安全で良質な学校給食を提供する責務があるため、学校給食費賄材料収入の徴収も位置づけられる。今後は、より一層、滞納債権の納付促進に向け、積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【結果】 学校給食センターは、自らが所管する卒業生の滞納者に対して、電話による催告を再開し、また、沼南地域の小中学校の在校生に係る賄材料収入の滞納管理について、各学校の徴収者の支援を強化するよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	学校給食センター	学校教育 部	288
【債権番号:313】 13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について	① 学校給食センターにおける賄材料収入の債権管理(卒業生等対象)について	意見	<p>【現状・問題点】 平成16年度以降に発生した賄材料収入の未収債権のうち、所在不明のものを除き、長期滞納債権が存在しており、これら債権は時効の中断となる債務の承認は得ていない。 債権管理条例の制定前には、債権放棄を行うに当たり議会の議決が必要であったが、学校給食センターは債権放棄を市議会にかけた前例がなかったこと及び安易に債権を放棄することなく交渉を続けていく必要があるとして、会計上も不納欠損処理を行わずに、決算書上、収入未済額が翌年度に繰り越されている。市の債権を安易に放棄しないことは債権として市の財産の保全確保及び公平性の面でも重要なことであるが、文書による一斉催告の実施と返送時に転居先調査を行っているだけでは、時効の停止要件となる債務の承認を得られる可能性は乏しく時効の援用を主張された場合には納付が見込まれない。 柏市債権管理条例第8条第1項での債権放棄するためには、私債権等管理の手引に沿って、「十分な催告」を行う必要がある。</p> <p>【結果】 現時点における長期滞納債権の取扱いについて、所管部門としての責任の下、時効期間の満了に関する制度説明を告知し、「私債権等管理の手引」の要件等を踏まえて催告等を行い、債権管理室と連携を図るなどして、最終的には債権の時効期間の経過による債権の放棄の対象となるかどうかを精査するよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	学校給食センター	学校教育 部	289
【債権番号:313】 13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について	② 沼南地域における小中学校での賄材料収入の債権管理(在校生対象)について	意見	<p>【現状・問題点】 特別会計での会計処理を行うに当たって、学校給食センターは沼南地域の11校の小中学校から、随時、学校給食数の変動に関する情報を紙媒体により入手し、表計算ソフトにより賄材料収入の調定データを集計している。また、賄材料収入の入金状況等に係る財務記録を紙媒体で毎月入手し、表計算ソフトにより学校給食費賄材料収入の債権管理を行っている。 具体的には7種類の表計算ソフトのワークシートを使用しており、それらのワークシートうち2つのワークシートは自動計算が設定されているが、他の5つのワークシートはデータが自動的に反映されるわけではなく、職員の手入力に頼っているため、職員の作業負担が少なくなく、また、二重入力や転記ミス等の危険性も存在し、現在の体制では職員間相互の事務執行に対する牽制も難しいものと考えられる。</p> <p>【結果】 予算の手当が必要になる等の様々な制約はあるが、短期的に事務を改善することができる業務と中長期的に改善を行う必要がある業務を明確にし、現在の学校事務の改善の仕組みの中で、現場のノウハウ等により、学校給食センターへの提出データの自動読み取りや複数の財務台帳の統一なデータ反映等の検討を行うよう要望する。</p>	システム化については、現在私費会計の学校給食費等の公会計化による会計業務の負担軽減を図るべく調査・検討を進めているため、公会計化の実施にあわせてシステム導入を検討しています。	検討中	学校給食センター	学校教育 部	290
	ア. 在校生の滞納債権の回収の主体及び仕組みについて	意見	<p>【現状・問題点】 各小中学校において賄材料収入の滞納者に対する督促及び催告は、教頭又はクラス担任により実施されている。 クラス担任が対応する場合には、家庭事情の把握及び保護者の状況等を直接、把握することができるメリットがあるが、クラス担任が行動することにより他の児童・生徒に賄材料収入の滞納の実態が漏洩する危険性もあり、その結果、児童・生徒のいじめにもつながりかねないデメリットも考えられる。 一方、教頭が対応する場合には、他の児童・生徒に学校給食費の滞納の実態が知られる危険性は低くなるが、滞納保護者の家庭の実情等に応じた個別具体的な対応が相対的に難しくなる可能性も考えられる。 これらの事情を踏まえ賄材料収入に滞納が生じた場合には、まず、家庭の諸事情及び滞納原因を熟知しているクラス担任が当該滞納債権に係る保護者に対応し、教頭と情報を共有する。対応困難な滞納債権の案件については、教頭が催告を引き継いで実施することにより、クラス担任と教頭の双方の優位性を活かした滞納債権の管理が効果的に実施できるものと考えられる。</p> <p>【結果】 クラス担任及び教頭のそれぞれの強みを最も効果的に生かすことができるよう、債務者の特性及び滞納原因に応じた督促及び催告の実施を日々の債権回収事務の実務の中から仕組みとして構築することを要望する。 例えば、各学校の事務連絡会等において、滞納者への通知(督促・催告等)のあり方等を採り上げ、解決の方向性を検討するなどの活動等が考えられる。</p>	給食主任者研修会(平成30年2月)において、催告書と通常の封筒の色を分けるなどの債権回収事務を実施している学校の事例を紹介し、また学校給食センターと共通の管理書類を配布するなど、各学校の徴収者へ債権回収に係る実務の説明を行いました。 平成30年4月より各学校において、当該研修内容を踏まえ各学校の状況に合わせた債権回収事務における最も効果的な方法を検討・実施しています。	措置等を 講じた	各学校 学校給食センター	学校教育 部	296
	イ. 交渉記録の様式内容について	指摘 意見	<p>【現状・問題点】 学校給食センターは平成26年9月1日付けで「給食費未納者との折衝記録の保存について」の文書を各小中学校に対して配付している。その文書には、給食費未納の保護者との折衝経過等について必ず記録を残すことの徹底が要請されているが、各小中学校において交渉記録は適切に整備されていない可能性が高い。 賄材料収入を過去に滞納した卒業生等の債権を所管する学校給食センターでは、個人別の債権管理台帳である「過年度未納台帳(個人別台帳)」に詳細な交渉記録が整備されている。当該台帳の様式を使用し管理様式の形式的な統一を図り、未収債権の少額訴訟の際の証拠の提示に際して、容易に明示することができるよう整備する必要がある。</p> <p>【結果】 学校給食センターの「過年度未納台帳(個人別台帳)」等の記載事例を参考にして、各小中学校における交渉記録の様式を定められたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	各学校 学校給食センター	学校教育 部	297

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
	② 沼南 地域にお ける小中 学校での 賄材料収 入の債権 管理(在 校生対 象)につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 高柳小学校では、催告書の発送を通常の封筒とは異なる色(黄色)の封筒を使用して、賄材料収入の滞納者に対して納付を注意喚起する取組みが行われていた。また、同小学校では、分納誓約書の提出を受けるなど、滞納債権の解消に向けた具体的な取組みが実施されていた。各小中学校においてもこのような効果的な取組みを参考にすることが望まれる。 このような債権回収事務に係る効果的な事例や創意工夫の方案について、学校給食センターは、各小中学校との意思疎通を密にし、他の小中学校に共有させていくことも所掌事務のひとつであると考え。</p> <p>【結果】 催告書発送時の封筒の色の工夫や分納誓約書の入手など、一部の学校で実施している効果的な債権回収事務の事例を他の小中学校においても活用することができるよう、小中学校の横の連絡会議等において、その仕組みを情報共有し、自発的な改善活動のテーマとして取り上げ、更に効果的な仕組みに改善していくことを要望する。</p>	給食主任者研修会(平成30年2月)を通じて学校給食センターと共通の管理書類を配布し、債権回収に係る記録方法等を各学校の徴収者へ説明を行いました。現在も指導・業務支援に取り組んでいます。	措置等を 講じた	各学校 学校給食セ ンター	学校教 育部	298
[債権番 号:313] 13. 学校 給食費に 係る賄材 料収入に 係る未収 債権につ いて	エ. 賄材料 収入の滞 納原因の 把握分 析とその 対応につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 学校給食センターは、各学校が行うべき滞納原因の把握とその結果について、情報共有に努め、様々な理由による滞納に対して、該当する各学校に対するアドバイスを行うなども期待されているものと考え。このような活動を踏まえ、滞納原因に基づいた具体的な指針を提供することも効果的であると考え。</p> <p>【結果】 滞納原因を把握することは、その後の納付の促進及び保護者負担の軽減につながることから、各小中学校及び学校給食センターは滞納原因の把握に努力し、生活困窮による滞納への対応方法や生活困窮に至らない悪質な滞納者への対応方法等の仕組みの共有化に努めるよう要望する。</p>	平成30年4月より各学校において、債権管理担当者はスクールソーシャルワーカーと連携し、滞納原因の把握に努め、滞納者の状況に合わせ就学援助等の制度案内を行うなどの対応を行っています。	措置等を 講じた	各学校 学校給食セ ンター	学校教 育部	299
	ア. 在校生 の滞納債 権の回収 の主体及 び仕組み について	意見	<p>【現状・問題点】 各小中学校において賄材料収入の滞納者に対する督促及び催告は、教頭又はクラス担任により実施されている。 クラス担任が対応する場合には、家庭事情の把握及び保護者の状況等を直接、把握することができるメリットがあるが、クラス担任が行動することにより他の児童・生徒に賄材料収入の滞納の実態が漏洩する危険性もあり、その結果、児童・生徒のいじめにもつながりかねないデメリットも考えられる。 一方、教頭が対応する場合には、他の児童・生徒に学校給食費の滞納の実態が知られる危険性は低くなるが、滞納保護者の家庭の実情等に応じた個別具体的な対応が相対的に難しくなる可能性も考えられる。 これらの事情を踏まえ賄材料収入に滞納が生じた場合には、まず、家庭の諸事情及び滞納原因を熟知しているクラス担任が当該滞納債権に係る保護者に対応し、教頭と情報を共有する。対応困難な滞納債権の案件については、教頭が催告を引き継いで実施することにより、クラス担任と教頭の双方の優位性を活かした滞納債権の管理が効果的に実施できるものと考えられる。</p> <p>【結果】 クラス担任及び教頭のそれぞれの強みを最も効果的に生かすことができるよう、債務者の特性及び滞納原因に応じた督促及び催告の実施を日々の債権回収事務の実務の中から仕組みとして構築することを要望する。</p>	先進市の事例や各学校で行われている効果的な対応方法等を各校に情報提供し、各学校の状況に合わせ債権回収事務における最も効果的な方法を検討します。	検討中	各学校 学校保健課	学校教 育部	300
③ 柏地 域を中心 とする小 中学校で の賄材料 収入の債 権管理 (在校生 対象)につ いて	イ. 交渉記録 の様式内 容につ いて	指摘 意見	<p>【現状・問題点】 柏地域を中心とする小中学校の賄材料費の滞納管理の中では、統一的な交渉記録の記載方法は存在しない。しかし、その交渉記録は最終的に法的措置に訴える場合に重要な証拠として取り扱われるものであるため、各学校においては交渉記録の様式の不備や記録内容の質には十分留意しなければならないものと考え。</p> <p>【結果】 学校給食センターの「過年度未納台帳(個人別台帳)」及び柏市債権管理条例施行規則第2条の記載事例を参考に、柏地域を中心とする各小中学校においても、交渉記録の様式を定められたい。なお、交渉記録に係る統一的な様式について、各学校で定めることが難しい場合、学校給食を所管する学校保健課等が支援し、協力してその様式の統一した策定を図られるよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘及び意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	各学校 学校保健課	学校教 育部	301
	ウ. 効果的な 債権回収 事例の共 有と改善 の仕組み の構築に ついて	意見	<p>【現状・問題点】 柏地域を中心とする一部の学校では、文書による分納計画を取交し、回収の努力を行っていた。 このような滞納債権の回収努力の効果的な事例は、地域の違いや会計処理方法の違い等に拘らず、他の小中学校においても積極的に取り入れることが必要であると考え。 債権回収事務に係る効果的な事例や創意工夫の方案について、学校保健課はこれまで具体的には把握してこなかったが、今後は、会計制度の方式の統一の課題も控えているものと考えられ、学校保健課においても、各小中学校との意思疎通を密にし、私費会計での会計処理の実態を的確に把握し、他の小中学校にその効果的な事例とノウハウを共有させていくことも必要であると考え。</p> <p>【結果】 例えば、催告書発送時の封筒の色の工夫や分納誓約書の入手、就学援助金の申請に際して、滞納分への充当に係る任意の同意を得るなど、一部の学校で実施している効果的な債権回収事務の事例を他の小中学校においても活用することができるよう、小中学校の横の連絡会議等において、その仕組みを情報共有し、自発的な改善活動のテーマとして取り上げ、更に効果的な仕組みに改善していくことを要望する。 また、学校保健課においては、今後の会計方式の統一を目指して、小中学校の実態を的確に把握し、私費会計における賄材料収入の回収努力に対する支援を行うよう要望する。</p>	学校保健課では各学校の給食費の納入状況については把握しています。賄材料収入の回収努力に対する支援策について、関連部署と連携を図りながら検討していきます。 また、私費会計の学校給食費等に係る公会計化の検討と合わせ、債権回収事務の効果的な仕組み等についても検討を行います。	検討中	各学校 学校保健課	学校教 育部	302

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
[債権番 号:313] 13. 学校 給食費に 係る賄材 料収入に 係る未収 債権につ いて	③ 柏地 域を中心 とする小 中学校で の賄材料 収入の債 権管理 (在校生 対象)につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 柏地域を中心とする小中学校の実態調査を行う過程で、一部の学校においては悪質な保護者の存在が把握された。賄材料収入の減少により学校給食の献立作成に影響を生じさせざるを得ない現状があり、その課題を全く理解しない保護者が存在することは、教頭はじめ学校給食に携わる栄養士、事務職が日々頭を悩ます重要な問題である。このような保護者は特に生活に困窮しているわけではなく、社会的な責任感に欠ける問題保護者である。したがって、より強力な手段により、賄材料収入の納付を促すことが必要である。例えば、催告書の通知文の中に法的な措置をとる準備があることを明記することも、多少なりとも効果があることは、公会計方式をとっている沼南地域の事例でも実証されている。</p> <p>外部監査の過程では、悪質な事例が存在するそれぞれの学校の教頭及び栄養士に対して、そのような手法とノウハウを有する債権管理室の知見の蓄積(充実した手引の内容)等を紹介し、学校保健課の支援協力のもとで、早速実践を検討する学校もあった。</p> <p>【結果】 生活困窮に至らない悪質な滞納者への対応に困っている小中学校においては、法的措置の可能性について、学校長及び教頭は十分に検討して方向性を見出し、その結果を踏まえ、悪質な滞納者への効果的な対応手法のひとつとして、債務名義の取得等の法的措置を明記した催告書の通知などを悪質な滞納者に送付することも検討されるよう要望する。</p> <p>一方、学校保健課では、各学校が抱える保護者の悪質な滞納状況を的確に把握し、情報共有に努め、各学校の求めに応じて、効果的な対応手法を支援する体制の仕組みづくりに努力するよう要望する。</p>	効果的な対応手法について各校に情報を提供できる よう、債権管理課など、関連部署と連携を図っていきま す。	検討中	各学校 学校保健課	学校教 育部	303
[債権番 号:314] 14. 母子 父子寡婦 福祉資金 貸付金に 係る未収 債権につ いて	① 違約 金につい て	意見	<p>【現状・問題点】 長期滞納者については潜在的な違約金が膨れ上がっており、仮に不納欠損処理等により元利金が消滅したとしても、その時点で新たに多額の違約金債務を負うことになる。しかし、長期滞納となっている原因が生活困窮であり、債務者の資力が乏しいことが想定されることから、潜在的違約金債務を全額回収することは必ずしも現実的であるとは言えない。</p> <p>【結果】 長期滞納者の潜在的な違約金について、回収不能が見込まれるのであれば、元利金が消滅した後、適時に徴収停止、不納欠損処理を行うよう要望する。</p> <p>なお、この違約金の取扱いについては、総括的意見(第3Ⅱ)においてもより現実的な対応に関する意見を述べているため、措置に当たっては参考とされたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、 本件については複数部署に関係する意見であるため、 今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	こども福祉課	こども部	311
	② 違約金 納付に係 るトラブ ルについ て	意見	<p>【現状・問題点】 違約金については、償還開始月の2か月前に発送する「償還開始のお知らせ」や、滞納発生の際に発送する督促状や催告書において説明文書の記載がある。しかし、納期限内での納入が前提であることから、違約金の詳細な計算方法や請求時期等の説明は通常業務としては行われておらず、債務者が違約金の発生について正しく理解していない可能性がある。</p> <p>また、現行の実務上は、連帯保証人に対して催告を実施するのは、主債務者が納付困難な状況になってからであることがほとんどであるが、連帯保証人が滞納の事実を知った時点ですでに納付期日から大幅な日数が経過しており、違約金納付に関してトラブルとなっている事例も存在している。</p> <p>【結果】 主債務者に対しては、各月の償還金の督促並びに催告時に、参考情報としてその時点での違約金の残高、並びに遅延すると違約金が増える旨の通知をすること等により、違約金の発生状況についての正しい理解と早期の償還を促すことを要望する。</p> <p>また、主債務者に督促、催告を行った旨並びにその時点での違約金の情報等については連帯保証人に対しても同時に共有すること等により、連帯保証人との間の違約金納付に係るトラブルを事前に防止する仕組みを構築するよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、 本件については複数部署に関係する意見であるため、 今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	こども福祉課	こども部	312
	② 催告手 続につい て	意見	<p>【現状・問題点】 母子父子寡婦福祉資金貸付金の長期滞納者についてサンプル抽出し、滞納整理台帳(母子寡婦記事台帳)を閲覧したところ、催告手続が十分ではないと考えられる事例が発見された。</p> <p>平成28年9月30日以降返済が止まっているが、平成28年度中においては、その後も納付期日後1か月を経過した違約金債権に対する督促状を発送するのみであった。</p> <p>なお、当該債権は平成29年8月に債権管理室に移管され、同月より毎月70,000円納付されており、今後も納付が進むものと期待されている。しかし、本来であれば所管課であるこども福祉課において、より早期に適切な催告手続が行われるべきであったと考える。</p> <p>【結果】 こども福祉課において滞納者に対する催告手続が十分に行われていなかった原因としては、生活困窮の状況にあると思われる滞納者に対して過度に配慮する意識のほか、所管課担当者の債権回収に関する知見が決定的に十分ではないことが考えられる。</p> <p>そこで、例えば、債権管理室主催で座学の研修を行うほか、臨戸催告にあたって債権管理室担当者が帯同する等の方法により、債権管理室に蓄積されている債権回収手続の知見をこども福祉課の債権管理担当者と共に、こども福祉課において適時適切な催告手続を実施できる体制を構築するよう要望する。</p>	債権管理課主催の研修会に参加し、担当職員の知 識、能力の向上に努めていきます。特殊案件につい ては、債権管理課の意見も交えながら、対応していきま す。	措置等を 講じた	こども福祉課	こども部	313

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
[債権番号:315] 15. 柏市育英資金貸付金に係る未収債権について	① 督促状の納期限について	意見	<p>【現状・問題点】 貸付金元金の滞納者は現在存在しておらず、また、柏市育英資金貸付制度も終了しているため、新たな滞納者が発生することはない、2名に対する遅延損害金が存在するのみである。 2名について、約定の納期限までに支払いがなかったことから、督促状を送付している。柏市財務規則第43条第2項は「督促状には、督促状発付の日から起算して10日を経過した日(その日が指定金融機関等の営業日でない日に当たる場合にあっては、その日後において最も近い指定金融機関等の営業日)を履行期限として指定しなければならない。」と規定している。 しかし、2名に対する督促状においては、平成27年8月27日に発付した督促状の履行期限の記載が同年9月18日、平成28年9月23日に発付した督促状の履行期限の記載が同年10月12日であり、いずれも発付の日から起算して20日前後の日付が履行期限として記載されている。</p> <p>【結果】 今後、督促状の発付が必要になった場合には、柏市財務規則第43条第2項の規定に従った履行期限を記載されたい。</p>	柏市育英資金については、全債権が完納しているため、今後、督促状の送付はありませんが、別の債権において督促状を送付する際には適切な履行期限を設けます。	措置等を講じた	学校教育課	学校教育部	317
[債権番号:316] 16. 高額療養費資金貸付金に係る未収債権について	① 高額療養費資金貸付金の時効管理について	イ. 時効の起算点について 意見	<p>【現状・問題点】 高額療養費資金貸付金は、国民健康保険法第57条の2第1項の規定による高額療養費の支給を受けるまでの間の貸し付けであり、支給された場合には、対当額で相殺されることが予定されている。 なお、貸付制度は現在廃止されており、柏市では平成17年以降、新規の貸付を行っていない。 市所管課では、債務者が高額療養費の支給を受けるまでの間は、貸付金の返還を行っておらず、平成23年度までは、領収書を提出していない債務者に対して、診療費の一部負担金の支払及び領収書提出勧告を行っていたものの、それ以上の措置は行っていなかった。 その後、相殺の可否や消滅時効の起算点について検討を行ったが、平成28年4月1日に柏市債権管理条例が施行されたことを受け、高額療養費の受給権が、診療の翌月1日から2年間で消滅時効が完成するため、貸付金との相殺が不可能になるとして、高額療養費の受給権が消滅した日を貸付金の消滅時効の起算点と判断することにした。 その結果、高額療養費の申請は平成16年度までには全て終了しているため、平成18年度中には全ての貸付金について消滅時効が進行を開始し、平成27年度中に全ての貸付金について消滅時効が完成しているという判断に至った。</p> <p>【結果】 高額療養費資金貸付金の貸し付けが平成16年度に終了した後、平成24年度に至るまで具体的な貸付金の返還請求の業務を行っていない。更に、消滅時効の起算点の判断についても、平成29年度の判断変更に至るまでは、未だに貸付期間が終了していないものと判断していた。 しかし、正当な理由もなく領収証を提出しない不誠実な債務者に対する高額療養費の不支給決定の判断が遅きに失っており、速やかに不支給決定を行い、その後に貸付金の返還請求を実施していれば、全ての債務者に対して消滅時効が完成するという事態は発生しなかったはずである。 今後は、専門部署として設置された債権管理室と協議の上で、消滅時効の完成の有無について、全債務者について確認を行い、消滅時効の完成が認められる場合には、債権管理条例に基づく放棄も選択肢として検討するよう要望する。</p>	時効の起算点については、債権管理室と協議の上で高額療養費の受給権が消滅した日を貸付金の消滅時効の起算点とすることとした。平成27年度中に全ての貸付金について消滅時効が満了しているにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないうえ、平成30年3月8日に債権管理条例に基づく債権放棄を行いました。	措置等を講じた	保険年金課	市民生活部	322
② 徴収の不公平について	意見	<p>【現状・問題点】 市所管課は、平成25年度から、先行して5名の債務者に対して、貸付金の返還を求め、うち1名からは貸付金元本全額の返還を受けている。他方で、他の4名については、納入通知及び督促状が到達しているものの、債務者から反応はなく、1円も返還は行われていない。 この点、平成29年度の消滅時効に関する判断の変更によれば、当該5名についても、返還請求を行った時点で、消滅時効が完成していた。貸付金は私債権であり、債務者から消滅時効の援用がない限り、債権が消滅しない以上、消滅時効完成後に債務者に請求を行うことも、債務者から返済を受けることも、法律上問題はない。 しかし、5名を除く債務者に対しては、平成29年度の消滅時効に関する判断の変更に伴い返還請求を行っておらず、結果として、債務者間で不平等な取り扱いが生じている。特に、貸付金元本全額の返還に応じた債務者との関係では、速やかに返還に応じた債務者だけが経済的な不利益を被るという結果が生じている。更に、貸付金元本全額の返還に応じた債務者については、貸付金元本全額返還した時点で、年5分の割合による遅延損害金も確定し、今後、当該遅延損害金も返還の対象となる。</p> <p>【結果】 貸付金元本全額の返還を行った債務者との関係で、他の債務者との平等な取り扱いの観点から、既に発生している遅延損害金については、債権放棄の対象として検討するよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	保険年金課	市民生活部	324	

平成29年度包括外部監査結果報告における意見

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
	① 各年分実績報告書等の未入手について	意見	<p>【現状・問題点】 土地区画整理事業運営資金貸付契約書第14条第1項では、「貸付期間に含まれる各年の4月1日から当該年の翌年の3月31日までの間における対象事業の遂行の状況に関する報告を行うための書類及び当該期間に係る精算額を記載した運営資金貸付金実績報告書にその他の必要書類を添えたものを当該年の翌年の6月20日までに甲に提出するものとする。」と規定されている。 平成28年度における土地区画整理事業運営資金貸付金についてその管理状況を調査したところ、市所管課では、貸付金の充当対象として実施した委託及び工事等を対象事業として誤って認識した結果、貸付を実施した年度の実績報告書の提出を受けた際に、貸付金の決定金額に対して貸付金精算額が同額であり、単年度で対象事業は完了したと考えて、新規の貸付を実施していない年度においては、組合から各年分実績報告書等を入手していない。 各年分実績報告書等については、対象事業の遂行の状況をモニタリングする運用の問題であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、事業年度毎に各年分実績報告書等を入手する必要がある。</p> <p>【結果】 対象事業である土地区画整理事業の遂行の状況を確認し、対象事業の実績や成果を把握するためにも、債務者である組合から各年分実績報告書等を入手するよう要望する。</p>	<p>柏市高柳駅西側土地区画整理組合に平成29年分実績報告書等の提出を要求し、平成30年度7月に提出予定です。</p>	措置等を講じた	市街地整備課	都市部	328
[債権番号:317] 17. 区画整理事業貸付金について	② 償還期限の年月日の定めのない貸付契約について	意見	<p>【現状・問題点】 貸付金契約を締結するときは、貸付実行前に償還期限を定め、不測の事態による償還が困難となった場合には、随時、変更契約書を締結することが原則的な方法である。 このうち、平成17年度及び18年度の貸付金については、貸付契約を締結する際に、償還期限は「解散認可の前日まで」とされており、償還期限の年月日の定めがない。 償還期限としての年月日は、適正な貸付けの仕組みを遵守する運用の問題であり、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、貸付契約を締結するときには、適切に定める必要がある。</p> <p>【結果】 貸付契約書等の金銭消費貸借契約書を締結する場合には、当初の契約締結時に償還期限の年月日を定め、事業停滞等により償還が困難となった場合には、随時、変更契約書を締結するよう要望する。</p>	<p>平成19年度以降の貸付金契約については、償還期限を「解散認可の前日まで」から「〇年〇月〇日まで」の具体的な日にちに改め、事業停滞等により償還期限までの履行が困難となった場合には、償還期限の変更契約書を締結しています。</p>	措置等を講じた	市街地整備課	都市部	328
	③ 繰上げ償還について	意見	<p>【現状・問題点】 組合は、平成29年度中に全ての保留地処分を行うとともに解散認可を受けることを計画した平成29年度収入支出補正予算を決めている。市所管課においては、かかる組合補正予算の決定をもって、組合は平成29年度に解散認可を受ける意思があるとみなし、平成29年度に当該貸付金は、全額返済は可能と考えている。しかし、平成29年度においては、依然、保留地処分の課題が残されている。さらに、組合員による清算金の分割支払いが生じた事もあり、平成29年度に解散認可を受けられない場合もある。 組合は、平成29年度中に組合の解散及び事業の終了手続きを進める予定としており、全ての保留地の処分完了と借入金元金の償還完了を見込んだ補正予算を承認している。また、平成29年12月21日現在の保留地処分実績額が98,491千円であることから、平成29年度中に全ての保留地の処分が完了されない場合でも、事業費に支障がない範囲で、剰余金が生じる見込みである。</p> <p>【結果】 平成29年度に組合の解散認可が受けられず、かつ、剰余金に相当する額が認められる場合には、債権残高の一部を繰上げ償還の対象とするよう組合と引き続き協議するよう要望する。</p>	<p>平成30年6月30日現在、組合は解散認可を受けていませんが、平成29年度に貸付金残額の105,300,000円を償還しています。</p>	措置等を講じた	市街地整備課	都市部	329
[債権番号:318] 18. 社会福祉施設整備貸付金について	① 貸付先のモニタリングについて	意見	<p>【現状・問題点】 柏市社会福祉施設整備資金貸付事務取扱要領第13条には、資金の貸付後、貸付目的達成のための必要な指導を行うと規定されているが、貸付先のモニタリングに関する具体的な規定がない。一方、社会福祉法人及び社会福祉施設に対しては、社会福祉法をはじめとする各種福祉法令等に基づき、保健福祉部法人指導課が定期的に実地及び書面での指導監査を行っており、その結果は障害福祉課に合議がされているが、貸付部門の保健福祉総務課へは、指導監査の結果は合議されていない。 貸付先の財政状態及び経営成績については、対象事業の遂行の状況をモニタリングする運用の問題であり、対象事業である施設の創設等が完成した後の債務者の業務又は資産の状況等をチェックすることの重要性を勘案すると、事業年度毎に決算書や予算書等を入手する必要がある。</p> <p>【結果】 債権保全上の問題の有無に関係なく、指導監査の結果を貸付部門の所管課へ合議するとともに、決算書や予算書等の提出求める等、債務者の業務又は資産の状況等を定期的にモニタリングするよう要望する。</p>	<p>指導監査の結果については、平成29年度より法人指導課から合議をもらう事としました。 また、毎年度、決算書の確認を行うと共に年に2回(2月及び8月)、対象施設に直接訪問し、現況を確認しています。</p>	措置等を講じた	社会福祉課 (監査実施時: 保健福祉総務課)	保健福祉部	334